

理が重大な局面を迎えているから、国民の皆さまに對し、まことに申しわけなく存しているものであります。

何ぶんにも事件が起きてから関係の職員が捜査当局に逮捕、勾留されており、関係書類も押収され、事件が司直の手にかかっている段階であります。關係上、詳細なことは不明であります。とりあえず現段階でわかっている経緯等につきまして御報告申し上げます。

事件の発端といたしましては、まず、本年四月十六日東京食糧事務所業務第一課の係員、農林技官加藤君が、その担当する職務に関する取締の容疑で警視庁において取り調べを受け、同日逮捕、勾留されました。次いで、同月二十日同技官の上司である係長の農林事務官山田良雄が同様の容疑で取り調べを受け、同日逮捕、勾留されました。

容疑の内容としては、先ほど申し述べたような理由で、詳細は不明であります。逮捕された職員の担当していた原材料用の米穀の割り当て売却等に関し、米穀粉製造業者に便宜をはかり、金銭等を収賄したものと聞いております。

関係の業者といたしましては、昭和四十三年八月ないし九月ごろから米穀粉製造業を開始、東京食糧事務所からこれに使用する原料米穀につき、数量等の割り当てを受けていた有限会社田中商店及び西武農産工業有限会社でありまして、これらの会社の責任者はいずれも賄賂の容疑で逮捕されております。

いづれにいたしましても、かかる不正事件を起こしましたことはきわめて遺憾でございます。現在の食糧管理をめぐるきわめて困難な情勢にもかかわらず、さらに一その部内職員の網紀の厳正を保つよう監督をしてまいることはもとよりであります。本事件について事実の解明を急ぎ、適切な措置をとることとするほか、業務の遂行のあり方、内部牽制の徹底と不正防止対策を早急に検討し、今後再びかかる事件の起こらないよう措置してまいる所存であります。

○草野委員長 以上で説明を終わりました。

○草野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 ただいま倉石農林大臣から三点についての御報告がございました。私は日ソ漁業交渉の経過に關係をして数点お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

最初に大臣にお伺いをいたしたのであります。が、ことしの日ソ漁業交渉の経過について、いま御報告がございましたけれども、このカニ交渉の経過を見ましても、いま大詰めに來ておりますサケ・マス、ニシン等の交渉の大詰めの段階を見ましても、従来私ども日ソ漁業交渉については本委員会でも毎年論議を進めてまいりましたが、私の判断では、従来以上にソ連側の日ソ漁業交渉に臨む姿勢がきびしかったかのような感じが率直に言っているわけでありまして、これはソ連側の主張としていけば資源論争というところにおいて従来以上にきびしい根拠を持った主張があったのか、そうでなくて、ソ連国内の経済あるいは水産資源に対する要請というものがからまってきたか、情勢になつたのかという点の判断に、率直に言つて苦しみわけでございます。またまたこの日ソのカニ交渉につきましても、先ほどお話しのように、二月九日から交渉が先行して開始されて、四月七日の時点で妥結をし、十六日に調印が行なわれたわけでありまして、そのカニ交渉の難航した過程におきまして、本委員会においてになります。赤城元農林大臣が、たまたま川島副総裁とともにソ連を訪問されておりました。赤城さんの非常な側面的なバックアップによって雪解けの空気が出てまいりました。そうしてカニ交渉について必ずしも日本側から見れば満足した経過とは、先ほど大臣の御報告のように、言えないにいたしたとしても、相当な線で合意を見るに至つた、こういうふうな判断をするわけですが、ことしの日ソ漁業交渉に臨むソ連側の例年以上に私どもが判断をしてきび

しい姿勢のように思われる根本的な理由はどこにあったのかという点についての、日本側の判断についてお尋ねを願ひたいと思ひます。

○倉石農林大臣 カニ交渉につきましては、ここ一、二年大陸的な資源の主張をソ連側は強くしております。そういうことが第一にわれわれのほうの主張と折り合わない点であります。

第二点は、やはり資源保護という立場を強く主張いたしておりますので、そういうことで難航はいたしたわけでありまして。

○角屋委員 この資源論争というのは日ソ漁業交渉が条約に基づいて始まりましてから十数年來にわたるのですが、結局いまだでこの資源論争という点ではどうも共通の基盤というものがあつてしかるべきなんだけれども、ソ連側の資源の問題に対する主張、日本側の資源の問題に対する主張というものは、必ずしも共通の広場の上で論ぜられるという形にならない。これは科学技術小委員会においてサケ・マス、ニシン等の資源状態の検討が始められてから結局本格的な交渉になるのですけれども、この資源論争の共通の広場という点に對して、もう少し打開の方法があるのでしょうか。やっぱり両方とも国益の立場から、どうしてもその点では、最初のスタートにおいては資源論争では一歩一歩がなかなかあつたかといふ感じが、今後とも続くのでしょうか。

○倉石農林大臣 資源論争につきましては、御存じと思ひますが、わがほうは非常に専門的に、しかも時間をかけて資源の調査をいたしておるわけでありまして、同じ資源論争にいたしては、そういうことについてこちらの正当な主張をいたしたとしても、先方はやはり先方のいわゆる科学的調査というものを根拠にして議論をされておるわけで、なかなか折り合ひ点がむずかしいわけでありましたけれども、私どももいたしましては、いまお話しがございましたように、純粋に技術的な問題につきましては、もっと技術的な検討を掘り下げて双方で話し合ひることが必要ではないか、このように思つて、そういうことで努力をいたしてお

るわけでありまして。

○角屋委員 今回の日ソのカニ交渉を見ましても、さつき大臣お話しのように、大陸的な条約におけるカニ資源というものを、向こう側が先ほどお話しのような主張の根拠に立つし、また、日本側はいわゆる公海資源としての立場に立つ。これは今後ともある意味では平行線が続くのだらうと思ひますが、ことしの日ソカニ交渉の妥結の経過を見ますと、たとえば漁区の場合において、西カムチャッカにおけるイバラガニの漁業については北部を一部縮小せざるを得ない、あるいは西ベリリングの漁区につきましても、ズワイガニ漁業のオリニール水域は、漁区をおおむね東半分に限定をする、あるいは東樺太のアブラガニの漁業については漁区を一部縮小の上北に移動する。隻数、漁期については前年と各水域とも同じ状況で操業されるということになりましたが、漁獲量の問題についても前年同様のところもありまして、前年より減少のところも水域によつて生じておるわけでありまして、こういう形で漁区がだんだん縮小されていくという傾向になります。今後日本側のカニの漁獲問題という点では非常に関係者から見ても懸念される傾向が出てまいると思ひますけれども、これらの問題については今後カニ交渉に臨む方針として、ことしの経過から見てどう考へていったらいいのか、農林省としての考へ方についてこの問題をお伺ひしておきたいと思ひます。

○倉石農林大臣 これはそういうことについて結論づけをすることはまだ困難でありますので、いろいろ検討してみようと思つておるわけでありまして、第一に、技術的な問題につきましては、どうもわがほうの時間をかけて調査いたしております技術的主張がやはり正当な主張であるというふうなわれわれは信じておるわけでありまして、しかし、相手方のあります交渉でありますので、そういうやり方等についてはなお十分検討してみることが必要であるのではないかと、そういうことも

含めてこの次に対処するための研究をしてまいりたいと思っております。

○角屋委員 いまサケ・マスの交渉が大詰めに來ておるわけですが、昨年はたしか四月二十九日に交渉が妥結をしたと承知しております。おそろしく明日ないしは来週の月曜日あるいは火曜日のころまで、ここ数日のところがサケ・マスあるいはニシン等の問題についてはいわば大詰めの段階、こういうふうに判断をされるわけでございます。

そこで、サケ・マスの場合で考えてまいりますと、ここ数年來のサケ・マスの漁獲量というものは、ソ連側のきびしい要請もあって、御承知のようになんべん減少傾向にきております。たとえばA地区、B地区の区分は別として、合計で考えてまいりますと、一九六五年が十一万五千トン、一九六六年が九万六千トン、これは不漁年でありました。一九六七年が十萬八千トン、一九六八年が九萬三千トン、一九六九年、昨年が十萬五千トン、これは豊漁年、不漁年が交互に來ますから、これは不漁年でありましたから、そうしてみますと一九六六年の九萬六千トン、一九六八年の九萬三千トン、そしてことし、こういう形になります。私も承知しておるところでは、ソ連側は、これは八萬トンという前提に立って規制区域その他の問題についても相当きびしい主張をしてきておるといふふうに出ておるわけでありました。ソ連側の主張の概要について少しく事務局から簡潔にお答えを願いたいと思ひます。

○大和田政府委員 現在外交交渉中でございますので、詳細申し上げることは差し控えたいと思ひますが、ソ連が言っておりますことは、漁獲量の相当の減、さらに操業いたします船の減、またコマンドルスキー島南方にかけての相当広い範囲における休漁区あるいは禁漁区の設定、この三点が大きな問題でございます。

○角屋委員 私も承知しておるところでは、A地域の場合の東経百六十五度以西、これは全面禁漁、同以東の東経百七十度以西、北緯五十三度二

十分以南、同四十五度以北、及びB地区の東経百六十度以東、同百七十度以西、北緯五十三度二十分以南、同四十度以北は六月十九日まで休漁、こういうような形で禁止区域の拡大あるいは休漁地区の設定という例年以上のきびしい姿勢で出ておる、こういうふうに出ておるわけでありました。一昨日北洋漁業界の関係者が集まられてソ連のサケ・マス、ニシン、あるいはさきに妥結したカニ等も含めまして、非常にきびしい姿勢に對しまして、あくまでも従来の伝統と実績の上に立つて北洋漁業の漁場を守らなければならぬというところで大会等も行なわれたわけでありました。日本政府といたしまして、日本の関係業界の要請はもちろんでありますけれども、やはり正當な主張についてはあくまでもこれを貫くということ、大詰めに來ておる漁業交渉に臨むことは當然のことであるというふうな判断をするわけでありました。ニシンの問題についてもお伺いいたしませんけれども、やはり私も聞いておりますところでは、相当きびしい漁場制限の提示がなされておると承知をいたしております。大詰めに來ておられますサケ・マス、ニシン等の問題について、政府としてはソ連におります代表團に對して強力な姿勢をもって臨むように要請しておると思ひますが、大詰めに來ておるサケ・マス、ニシンの交渉の問題について、基本的にはどういふ姿勢で妥結の方向に向かわれようとしておるのか、この点大臣から基本方針についてお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○倉石國務大臣 こちらの基本的方針を貫徹できますように緊密な連絡をとりまして、代表はいま鋭意努力をいたしておる最中でございます。

○角屋委員 どうもやはり外交交渉の重要な段階でございますから、日本側としてはソ連側の八万トンの要請に對してはこれはのめぬ。したがって、少なくとも不漁年の一昨年の実績の九萬三千トンを下回るわけにいかぬとか、あるいは相手側の規制の問題については、大部分は日本側としてはかくかくの主張からのめぬというふうな形につ

いて発表できるものについてはお聞きしたいと思ひますけれども、時間の関係もありますし、大臣としても、大詰めに來ておる日ソ漁業交渉の問題を配慮して抽象的にお答えになったかと思ひます。その点は私もこれ以上深く触れることは避けたいと思ひます。私としては希望しておきたいのは、おそろしくここ数日が大詰めでありますので、やはり日本の関係業界の要請を政府がもろに受けて成功裏にこれが終わるようになり、さらに最大限の努力をしてもらいたい、こういうふうにお願いをいたしておきます。

さらに、今度の万博に關連してだと思ひますけれども、御承知の、かねて日ソ漁業交渉に關係の深いイシコフ漁業相が日本に參られた機会に、四月十三日に倉石農林大臣が會談をされたわけでありました。これはもちろん当面の日ソ漁業交渉の問題についてのお話し合いをなされたかと思ひますが、同時にかねてから懸案でありました北洋におけるところの安全操業という問題について突っ込んだ話しをされたこと承知しております。その四月十三日のイシコフ漁業相との會談というものを通じてどういふお話しをなされたのか、差しつかえのない範囲内においてひとつ御報告を願いたいと思ひます。

○倉石國務大臣 ただいまお話しのように、万博の賓客としてソ連側からノビコフ副首相とイシコフ漁業相が來られました。総理大臣、外務大臣にもお会いになりました。あとで、わりあい長時間、私とお話し合いをいたしました。一口に申せばたいへん友好的な空気がありまして、先方の申されるには、先般愛知外務大臣訪ソの際、御提案がありまして安全操業についてソ連側の政府内部において検討した結果、このことについて御相談をするという方針が決定いたしました。そこで私がそのソ連政府を代表して当事者として任命をされましたというお話しでありました。私は、ちょうどカニが済んだところでありますが、いま行なっておりますサケ・マスについてもわれわれの主張を

る述べ、先方は先方で先方の主張をわりあい長い時間説明がありました。しかしこれは現在わがほうの代表がモスクワにおるわけでありまして、そのほかに十分やっておりますということについてわれわれのほうの主張も十分聞き取つていかれました。安全操業につきましては、前にいわれる赤城試案というものが出ております。その後愛知提案というものが行なわれておるわけでありまして、そういうことについていろいろその二つを基礎にして話し合いました。そこでこれら二人の御提案はそれなりに意味もわかるが、もっと具体的にひとつ日本側の要望を出してもらいたい、それによって政府内部においてもほかのほうにも相談をしなければならぬ問題もあると思ひます。したがって、なるべくすみやかにひとつ日本側の御提案を願いたい、こういうことであります。そこで、こちらの考え方が一応まとまりました。ならば、外交ルートを通じてまず折衝しなければならぬと思ひます。そこで、最終的には先方の希望はなるべく早く御提案を願つて、その提案について外交ルートを通じていろいろ話し合ひをして、最終的には日本政府の代表者と會つて取りきめをいたしたい。その時期、それからどういふことについては一切外交ルートを通じて話し合ひをきめましよう、こういうことであります。それで、これからわが方の政府内部でいろいろ検討して考え方を取りまとめた、こう思つておるところであります。

○角屋委員 最終に一点だけで私の質問終わらしていただきます。

ただいま倉石農林大臣から四月十三日のイシコフ漁業相との會談の内容について相当ポイントをお話しになりました。結局これから日本側としては、ソ連側の要請にも基づいて具体案を取りまとめて、相手側と外交ルートを通じて折衝する、こういう段取りになるのだらうと思ひます。そこで、今回の日ソのカニ交渉の際に、前農林大臣で当時ソ連側といわれる接触をされる機会の多かった赤城さんのやはりバックアップというものが交渉に非常に大きなプラスをもたらしたという経緯から

いたしまして、やはりこの問題も含めて当面の最高責任者である倉石農林大臣としては、ことしの日ソ漁業交渉におけるサケ・マス、ニシンあるいはカニ等の経緯からいたしまして、適当な機会、おそらくことしの夏になりますか秋になりますか、必要があればソ連にも乗り込んで行って、そして相手側とさくばらんし話し合うというところが私は必要であろうというふうに判断をするわけでありまして、それらの問題について農林大臣としてはどういふ心がまえを持っておられますか、それをお伺いしておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 安全操業の問題は漁業の問題でもありますが、他面領土問題が食い込んでおることは御存じのとおりでありますので、わが方の政府といたしましては、そういうことも加味して慎重に考慮いたさなければなりません大きな一つの外交問題であろうと存じます。したがって、先方は漁業大臣がその当事者に任命されたというお話でありますけれども、日本政府はいま申し上げましたような観点からして、これは大きな外交問題でもございまして、政府全体としても相談をして、どういふ措置をとるかこれから検討するところであります。

○角屋委員 終わります。

○草野委員長 次は、千葉七郎君。

○千葉(七)委員 私は、先刻農林大臣から報告がありました牛乳の農薬の汚染の問題並びに東京食糧事務所汚染の問題等につきまして若干の質問をいたしたいと存じます。大臣の先刻の報告並びに一日日発表されました農林大臣の談話等を中心といたしまして、新聞紙上等に伝えられました事柄につきましてそれぞれ質問をいたしたいと存じます。

新聞の伝えるところによりますと、BHC並びにDDT、いわゆる有機塩素系の農薬によって牛乳が汚染をされておるといふ問題は、すでに三年以上前から専門家の間ではそれらの点について警告を発しているということが伝えられておるのではありませんけれども、この警告をいまままでどうし

て無視をしておったか。しかも新聞の伝えるところによりますと、四十一年、いまから四年も前に高知県の衛生研究所の上田技官がこの問題を発表しまして、そしてその徹底的な調査を厚生省に要望しているのを伝えておるのではありません。しかるにもかかわらず、これを今日まで厚生省並びに農林省当局は発表をしていない。これはどういふ理由でいままで専門家の警告があつたにもかかわらず、また県の衛生研究所の技官が調査を要望したにもかかわらず、それをひた隠しに隠して発表をしなかつたか、その理由について大臣の答弁をいただきたいと思います。

○倉石国務大臣 あの経過につきまして事務当局からひとつ御報告いたさせていただきます。

○神林説明員 お答え申し上げます。

私たち、四十一年の報告があつたのは、不勉強でまことにすみませんでしたが全然知らなかつたわけでございますが、当時の発表は一応牛乳のみに限らせて、農産物全般に関するデータを発表したものでございまして、またその当時は、学界でも特に牛乳というよりも普通の農産物のほうに問題がございまして、そのまゝ経過してきたわけでございます。そして、さらに昨年の三月、同じ上田という高知県の衛生研究所の方が高知県の牛乳のサンプルをとりまして調べましたところ、ある程度——これは特に牛乳を中心としてやつたデータでございますが、高いという発表がございまして、それを国立衛生試験所のほうに一応確かであるかどうかというのを求めてまいつたわけでございます。そしてその結果、このデータについては間違いがないということになりました。衛生試験所から厚生省のほうにその報告が参りまして、その結果、私たちのほうにしましては、急速これは重大な問題であるということでございます。昨年の七月末に厚生科学研究所の緊急保留分をいただくまで、八月の五日に関係八府県のほうに牛乳の調査あるいは牛乳以外に肉の調査あるいは卵の調査というふうなものを依頼したわけでございます。また、それを隠しておつたというふうな

事実はございませんでして、その意味で、先般も私たち二十一日に調査結果を取りまとめてこれを公表したわけでございます。

○千葉(七)委員 隠しておつた事実はない、そういう答弁でありますけれども、この上田技官の調査、その結果厚生省に対して国として全国的にこの牛乳中の農薬調査をすべきだと要望した、それが四十一年、いまからまる四年前ですね。にもかかわらず、この要望を隠しておいたのではないかとすれば取り上げなかつたのだ、こういう結果になるだろうと私は思ふわけでありまして、しかも昨年の初めスウェーデンではDDT禁止の方針を明らかにしておる。それに続いて世界の各国で有機塩素系の農薬の規制に動いておつた、こういう事実が世界的にあらわれておつたわけですね。それにもかかわらず調査を怠つておつたということには、これは隠しておつたと言われてもしかたがないのではないかと思ふのですが、それはそれといたしまして、昨年の八月五日、ようやくこの重い腰を上げて調査をなさつたのであります。関係府県調査を行なつたというたゞの御答弁でありますが、その各府県、どこどこを調査をなされたのか、それを明らかにしていただきたいと存じます。

○神林説明員 お答え申し上げます。

八府県と申すのは、北から宮城、新潟、愛知、大阪、岡山、高知でございます。それに国立衛生試験所が加わっております。

○千葉(七)委員 これでは六府県じゃないのですか。宮城、新潟、愛知、大阪、岡山、高知、あとの二府県はどこですか。これでは六つです。六府県です。

「また隠したな。」と呼ぶ者あり

○神林説明員 隠したわけではございません。最初に依頼したのがこの六府県でございます。私が八府県と言つたのは確かに食い違つておりますが、さらに十二月、朝日新聞に発表された時点で、これだけでは北海道と九州方面のデータが欠けるといふわけでございます。十二月の十九日

に北海道と九州ブロックの代表といたしまして長崎県を加えて、八府県でございます。どうもたいへん失礼いたしました。

○千葉(七)委員 ようよう隠していたのが明るみに出ましたね。全国でこの酪農地帯、酪農県とでも申しますか、それは大体何県あるわけですか。

○太田政府委員 御承知のとおり、酪農の場合には加工原料乳地帯と市乳地帯とございますが、加工原料乳地帯は主として草資源の豊富な北海道、東北、それから南九州等が中心になるわけでございます。そして、それ以外に市乳県といたしましては、南関東、北関東、東海、それから近畿地方、そういうところが大体中心でございます。なお、中、四国にも、もちろん酪農地帯はあるわけでございます。この各県にわたつて酪農が行なわれておるといふことでございまして。

○千葉(七)委員 どうも私理解に苦しむのは、こういう問題が起きて、たゞいまの答弁によりまして、全国各県が牛乳の生産をやつておる。まあ全県酪農県といつてもいいというふうに、全国各地に牛乳の生産が行なわれておるわけでありまして、こういう問題が起きたならば、全国的にこういう調査を行なう必要があつたのではないかと私は考えられるわけなんです。それを各地域の代表県、代表的に各県、六県なり八県なり程度を調べてお茶を濁すというふうなやり方は、どうも理解ができません。その点はどういふ理由で全国的に調査をしなかつたか、理由がありま

すならば、お知らせを願ひたいと思ひます。

○神林説明員 お答え申し上げます。

一応この農薬の分析といふのは、非常に技術上むずかしい問題がございまして、特に脂肪を含んでいる食品の分析といふものは非常に分析者の訓練とか、そういうものがございまして、まあ七月の当時といたしましては、一応私たちのほうでは衛生試験所と相談した結果、この県ならば分析の能力も非常に高いし、従来そういう経験もいろいろあるからという、一つは分析技術上の問題

がございまして、八都道府県を選んだわけでございます。

それから、もう一つは、これは全国的にやりましたということもございまして、一応調査研究という意味で厚生省のほうの研究費を出しましたわけでございますが、研究費の制約がございまして、とりあえずブロックというようにすることで選んだ、それが最終的に八都道府県となったわけでございます。

○千葉(七)委員 結局この調査の設備が各県全体にそろっているというわけではない、そこで、その能力のあるところを主として調べたのだ、こういうふうに答弁を理解してよろしいだろうと思うのですが、それならばいたし方がないと思うのですが、それならばBHCなり、あるいはDDTの農薬の使用というのは、全国的にどの県でもそれらの農薬は使われておるわけでありまして、今度問題になった牛乳の農薬の汚染は、これらの農薬を使用した水田の稲わらを飼料にして牛乳に給与したために牛乳が汚染された、こういうふうな当局も言っておりますし、新聞等でもそういうように伝えられておるわけでありまして、一昨々日かの新聞にも伝えられておりましたが、ヘリコプターで農薬を散布した。それが牧草畑に飛んでいて、そうして牧草畑に大量にまかれたといったようなことも伝えられております。したがって稲わらを飼料として給与してない地域でも、どういう不測の事態で牛乳が汚染をされておるかわからぬというのが、今回の問題から当然想像されるわけでありまして、したがって、こういう問題が発生をいたしましたならば、これは全地域の牛乳を調査するのは、これは私は政府当局の責任ではないかと思うのです。ぜひそれは今後調査を進めていただきたいと思います。

時間が制限をされておりますから、かけ足で質問をいたしますが、大臣の談話によりまして、この問題が起きてからあわてて二十二日に談話を発表して、この対策を講じておるのだといったような申しわけをしておりますが、この都道府県生産者及び乳業者団体等に対して、稲わらの使用の規制を通過した、こういうことなんですが、使用の規制を通過しただけで、しかも西日本方面は稲わらを粗飼料として乳牛に給与しなければ酪農が成り立たないといふ私は聞いております。そういう地帯の酪農に対して、乳牛の飼育に対して稲わらの使用の規制を通過した、あるいは指導した、この規制だけで、はたしてこういったような牛乳の汚染を防げるかどうか、御意見をひとつ聞かしていただきたいと思います。

○太田政府委員 御承知のとおり、先ほどの大臣の経過報告にもございまして、今回の調査が一月、二月という時期であつたわけでございます。この時期は青草もございまして、飼料作物等もないわけでございます。特に九州の地帯におきましては、稲わら給与が確かにこの時期には多いということもわれわれ承知をいたしております。今回の調査結果によりまして、サイレージとか、配合飼料とか、飼料作物とか、干し草を給与したものはほとんど問題がないような結果になっておりますので、われわれは稲わら給与が原因であるというふうに見たわけでございますが、たまたま、御承知のとおり、昨年はウシカ等が非常に大発生をいたしまして、特に西日本におきましては後期までかなりBHCを使ったという事実もあるわけでございます。そこで、われわれとしては、できる限り、いま大臣報告にもございまして、本年の一月二十八日に稲わらの使用規制の通過をいたしたのでございまして、こういう地帯におきまして、確かに稲わらを多数給与をいたしておるという実態から見まして、直ちにこの切りかえが完全に行なわれるということが困難であろうかと思ひますが、いずれにいたしまして、BHCの汚染度を急速に下げなければならぬというところでございまして、われわれは、県を通じ、さらに、生産者団体等を通じて、これに協力することを依頼をいたしました。われわれも現地におもむきまして、そういった指導も実はいたしておるのでございます。

今後におきましては、これも大臣談話にもございましたように、牧草、飼料作物あるいは青刈り作物等も出てくる時期でもございまして、急速にBHCの汚染度は下がるであろうということを期待いたしておるわけでございますが、なお、従来、指導いたしております趣旨の徹底を今後も引き続き、全組織をあげまして、繰り返し、繰り返し指導いたしまして下げるのが、われわれの任務であろうというふうに考えておる次第でございます。

○千葉(七)委員 いまのこの答弁にもありましたが、大臣の談話にも、「目下牧草、飼料作物、野草等も十分給与できる時期」となつた、この答弁をしており、談話でも申しております。私は、いかに九州地方といえども、まだまだこの牧草や飼料作物、野草等を十分給与できる時期となつたとは思ふのです。おそらく、六月ごろまではそういう時期にはならないと思うわけでありまして、したがって、農薬を多量に使つた稲わら、これはまだこゝろ、二カ月は、この使用を規制したぐらいいかと思ひますが、その点に対する御見解はどうですか。

○太田政府委員 私たちの見通しをいたしましては、北のほうと違ひまして、南のほうでは、すでにそういう時期になつておるといふことでございまして、現実、過去の実験例におきまして、飼料作物等を給与いたしました場合には、三週間ぐらゐで急速に下がるといふことも、実際に実験の例としてあるわけでございますので、われわれは、これらの給与によりまして、急速に下げるといふことを考えておるわけでございます。

○千葉(七)委員 もうすでに野草、牧草などは給与する時期になつた、この言ひですね。——田中さん、あなた、出身地でどうですか、もうそういう時期になりましたか。——南国四国です。よ、田中君の出身地は、大体五月末、六月になれば、こういう時期にならない。そこで、この稲わらの使用をとめる。そのためには、代替の飼料を給与するような措置を講じなければいか

ぬ。ここには、その「措置等も講じてきたところであるが」と大臣は談話しております。「また代替飼料に対する措置等も講じてきたところであるが」、——代替飼料に対する措置を、どういう措置を講じたか、大臣、ひとつ答弁してください。

○太田政府委員 全購連等におきまして、ヘイキューブ等の輸入を計画をいたしておきまして、これらの給与をこういった地帯におきましてはよろうということにいたしておるのでございます。それから、それ以外にいろいろまだ、ビートパルプとかございまして、こういったものの給与に切りかえる、あるいは従来つくりましたサイレージ等を繰り上げてこれを支給するというようなことも指導をいたしておるのでございます。これらは県々によりましてやり方は違ひますが、県自体にいたしまして、たいへんな問題でございまして、われわれの指導に従ひまして、一生懸命やっていただけのものでございまして、われわれは期待をいたしておるのでございます。

○千葉(七)委員 私は、この稲わらの使用をとめて、そうしてこの牛乳の汚染を防ぐためには、お話のとおり、稲わらの給与にかわる飼料を政府が措置をする、いわゆる代替の措置をする、そういうことでなければ、稲わらの給与をとめることができないんじゃないかと思ひます。しかも、稲わらの値段と代替の飼料の値段は、これたいへんな差があると思ひます。稲わらはたしか一キロ六円か七円だったと思ひますが、干し草その他は三十円も四十円もするんじゃないかと思ひます。そういうことを、飼料の代替等を酪農家の負担だけでそれを実行させるということでは、あまりにも酪農家に対する犠牲を押しつける、そういう結果になるわけなんです。農薬の使用を盛んに奨励をしまして、そうして米の増産を奨励してきたのは政府なんですから、増産を奨励して、その稲わらの給与をとめて、その代替の飼料に切りかえろと、こういうことを国の政策として進めるならば、当然政府は、それらに対する救済の措置というものを講ずることこ

そ、この大臣の談話にある「代替飼料に対する措置等も講じてきた」といふ言えらるると思ふので、そういう措置は何ら講じなかつた。講じないで、酪農家に対してのみこの犠牲を強要するといふことは、非常に片手落ちなやり方ではないかと思ひますが、その点は御意見はどうですか。

○太田政府委員 確かに農家におきましては、自分の水田からとれた稲わらを使う形態もございいますし、足りない分は購入して給与するといふような実態もあるようでございますが、まずみずからの経営を守るためにも、やはり汚染度を下げるといふことが至上命令でございますので、そういう指導をいたしたわけでございまして、一部の地域においては、稲わらを焼却したというやうなことも聞いております。そういう補償を何とかして欲しいかというやうな陳情も実は受けておるわけでございしますが、これらにつきましましては、実行上いろいろ確證の問題とか問題もございしますので、慎重に検討したいと思ひます。

○草野委員長 千葉君に申し上げますが、申し合はせの時間を非常に超過いたしてございまして、すぐに結論に入られるように希望いたします。

○千葉(七)委員 それでは、最後に二、三だけお伺ひしてやめることにしますが、いま飼料の代替について補償の陳情等もあるというお話ですが、それを受けて入れて補償するといふやうな考えがあるかどうか、ひとつ大臣、その点だけ答へて下さい。

○倉石国務大臣 これは大体、こういうことが新聞などに出るより数カ月前から、農業協同組合の有力な方々等しばしば見えてきて、研究の結果についていろいろ御相談があつたわけであります。私は、社会一般のいまのやうな取り上げ方を云々するわけではありませぬけれども、あの厚生省の研究審議会でありまして、あそこの報告でもわかりました。私どももいたしましては、これからこういうものを使用しないやうにということをするに十分であるといふやうな意味のことを書いておるわけですが、いずれに

たしまして、これは生産者にもたいへんお気の毒なことでありますし、そういうことをいろいろ勘案いたしまして、生産者団体の方々と十分打ち合わせまして、将来、牛乳に対する一般消費者の迷惑をなからしめるために、もう一つは、生産者がどういふことになつていかれるか、いまのやうなお話もございしますので、とくとひとつ生産者団体とも御相談をいたしてみたいと思つております。

○千葉(七)委員 そこでどういふ牛乳を……

○草野委員長 千葉君、時間ですから……

○千葉(七)委員 これは長期に飲用すれば危険のおそれがあるといふことですが、その長期といふのは一体どれくらいなんです。一カ月くらいですか。何年ですか。それとも一年くらいですか。

○神林説明員 現状で申し上げますと、少なくとも一年以上はだいたいようぶでございまして、それからこれは慢性毒の実験の結果によつてございまして、値が下がつていけば一生でもいいというやうな問題にはなると思ひますが、一応一年はだいたいようぶといふことで考えております。

○千葉(七)委員 これはおそろく大人の場合には一年くらいはだいたいようぶだろう、こういうのだからと思ふのです。ところが御承知のとおり、牛乳は乳幼児の主食なんです。乳幼児に一年飲まして危険はないとはいへない。でありますから、この危険を除去するためには、あらゆる手を打つていただかなければならぬと思ひわけでありまして、時間がありませんから、ひとつその点に対する政府の心がまえをお聞かせをいただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 政府といたしましては、残留毒物につきまして前々からいろいろ研究をいたしておりますが、さらに今度のやうなことを考慮いたしまして、低毒性の農薬を使用いたす方向で厚生省とともに努力をしてまいりたい、こう思つてお

るわけでありまして。

○千葉(七)委員 なおこのDDTやまたBHCの使用を停止しているというお話であります。これは禁止させるのが至当ではないかと私は思ふのであります。こういう毒性の強い農薬はそういう措置を講ずべきだと思ひますが、ひとつそれを要望して、牛乳に対する質問は終わることになりますので、次に……

○草野委員長 千葉君に申し上げますが、予定の時間を倍以上超過いたしてございまして、すみやかに停止されんことを望みます。

○千葉(七)委員 じゃ、これで終わります。

○草野委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 私は東京食糧事務所の米の払い下げについての汚職の事実の問題について質問をしたと思ひます。

警視庁捜査二課が摘発に乗り出したところの食糧庁東京食糧事務所の原材料米払い下げにからむ贈賄事件は、十九日までの調べで、配給用の米が事故米として加工用に払い下げられたり、原材料米が配給米に化けていた疑いを持つておるわけでございます。今後たぐさんの払い下げが予定されておりますが、古米の払い下げをめぐつて黒いワザが出てくるにきかぬに、たいへん心配をいたしておるものでございまして。

そこで時間の制約もありますので、大臣きょうおいでありますから、重複を避けてお尋ねいたしますが、このことについては、かねて私どもたいへん巷間うわさを聞いておりました。心配しておりましたので、実は先日、四月一日に当委員会がこのことに触れて私が質問をいたしておつたのであります。そのときの内容は省略するとしていたしまして、そのとき森本政府委員は次のやうな答弁をいたしておりました。「さうな風説なりうわさを聞いたしております。」「さうな風説なりうわさなりというのが流れておるといふことは私どもも聞いております。したがしまして、この処理については、私どもとしても、さうな風説のやうなことになるやうに、できるだけ横流し等の防止措置は厳重にやつていきたいといふことで、

いま頭を悩ましておる最中でありまして。いろいろな、向けます用途によつて多少違つてくるかと思ふのですが、いずれにいたしまして、売却をする相手も十分私どもの監督に服する。また私どものほうでもできる限り手を尽くして横流れがないやうに監督をしていくという、両面からこの問題に対処していかねばならぬと思ひます。仲に入る人あるいは買おうという人が、さうな風説をなしておるといふことはございまして、私どもとしては、食糧庁のほうから直接払い下げを受ける方々が横流しをしないといふやうな態勢、心組みを十分とつていただくこと、また私どももそれに対して十分監督をしていくこと、その二面から、風説のやうなことになるやうに、できるだけひとつ厳重にやつていきたいといふことで、いま検討をしておるところであります。このやうな答弁をいたしておりました。実はこのことについて私は私もちこでございまして、よく聞いておりましたし、まだ事実は確かめておりませんが、今後古米の払い下げ等については将来たぐさん起り得る可能性もあるし、また膨大な米でございまして、この機会に、時間もございせんので、農林大臣にこの問題の今後の対策について決意をお伺ひしておきたい、かように思ひます。

○倉石国務大臣 先ほども申し上げましたやうに、こういうことがいま司直の手にかかつて調べられておる最中でありまして、どういふ結論が出ますかわかりませんが、伝えられておりますやうなことがもしありとすれば、まことに申しわけないことであると存じまして、深くお詫びをいたさなければならぬと思つております。ただいまお話しのように、何か悪いことをやろうとする者はなかなか知恵があるわけでありまして、そのところはなかなかむづかしいと思ひますけれども、実は先般も過剰米処理についていろいろ農林省で検討いたしておりました中にも、飼料としてどうだろうといふことで、農業団体などとも話をして、とりあえず何万トンを出して

て、そして飼料に適しておるかという研究をさせようということで、そういう方針をきめたこともございませうけれども、そういうようなときにも、また妙な問題が起きてはいかぬので、間違いないようにどうすべきであるかという、いろいろな飼料に適するかという研究の前に、その研究の前の経路について頭を悩ましておるというふうな次第であります。今回のようなことにつきましては、実際は本人たちが入っておりますので、真相をつかめないのではありませんが、どういふ経路でありますか、今度の取り調べの結果によりましては、私も将来の行政の策についてたいへん参考になる、教えられるところがあるのではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、こういふことがあったにきましては、ますますきびしく厳正に対処するようにあらためて指導したいと思っております。

○瀬野委員 今度の事件については、農林大臣としてはきびしく厳正に対処していくということでございますが、いずれまた一般質問の機会を得て、こまかい問題については質問するとしまして、次に牛乳の問題については質問したいと思います。

これも農林大臣の談話がありましたし、けさほども経過の報告がございました。その中で牛乳中のBHC残留問題については、四月二十一日、厚生省の食品衛生調査会によりまして、いま直ちに危険であるとは考えがたいが、このままの状態が長期間続く場合は、保健上支障を来すおそれがあるとの意見が発表され、今後とも早急に牛乳中のBHC汚染を減ずることが強く要望されるというところで、農林大臣から談話を発表されております。実は今回のこのBHCの問題は、西日本が特にその傾向が強いということで、先ほどもいろいろ答弁がございましたが、実はこの問題については、われわれもかねがねこういつた問題を懸念しておりましたもので、今回国会に出てまいりました機会に、実は去る三月二十六日これまた私当委員会で大に質問をいたしましたのでございます。その中で倉石農林大臣はいろいろ今後のことについて述べられて、最後に農政局におきましては、四

十五年一月局長通達によりまして、有機塩素殺虫剤の使用に關しまして、乳牛の飼養に用いる作物に使用しない、稲についてはBHC剤、DDT剤の穂ばらみ期以降の使用は行なわれぬ、こういったような指導をいたしておるというふうな答弁が農林大臣からあったのでございませうが、もうすでにこの時点においていまだ心配されておるような問題が起きていたわけでありませう。もちろん総合農政の大きな転換期にあたりまして、今後酪農を振興していく上に、九州等では特に牛乳の過剰問題等ございまして、消費者に与える影響も大きいわけだ、こういった公開の席でこの問題を取り上げることはどうかと思つて、私も将来のことを心配してこのような質問を三月二十六日にいたしたわけでございますが、最近新聞紙上にもいろいろと書かれてまして、すぐにはその影響があるとは思われませんが、今後かなり重大な社会問題である、こう思ふわけですね。そういふ意味から、大臣のこれに対する今後の腹がまえ、決意を承つておきたい。先ほどいろいろのこまかい点がございまして、その一点だけお伺いして、今後心配のないように、安心して消費者が牛乳を飲めるようにしていただきたい、こう思ふわけですね。

○倉石国務大臣 政府といたしましては、農薬残留問題の重要性にかんがみまして、かねがね特定の農作物及び農業につきまして残留許容量を定め、また同時に、これに対応した農薬の安全使用基準を定めまして、これを励行するように指導を行なつてまいりました。これを励行するが、まだこれらの基準の定められていない重要な農作物につきましても早急に基準を定めるようにいたしたいと存じます。

なお、新農薬の登録にあたりましては、農薬残留について必要な検査を行ないまして、その安全性を確認した上で登録することとしたしておりますが、今後はさらに毒性試験施設の整備をはかりまして、その適正を期するとともに、低毒性の農薬の開発の促進に努力いたしたいと存じております。

○瀬野委員 大臣から今後の方針を承りました。が、こまかい点についてはまたいずれかの機会にお伺いすることにいたしまして、最後に日ソ漁業交渉の問題について一点だけお尋ねをしておきたいと思ひます。

先ほど大臣からも経過の報告がございました。うに、カニ、サケ・マス等の問題につきまして三月二日モスクワで委員会が開かれ、四月七日に合意、その後四月十七日に調印が行なわれたことは御承知のとおりであります。カニ、サケ・マス、またニシンについては公海漁業資源でございまして、私たちはこのたびの妥結は満足できないものであります。また大臣もそのように申されておられますが、昨年に増してソ連側の強硬な態度が伝えられて、たいへん憂慮いたしておるわけでございます。特に私が大臣に一点だけお伺いしておきたいのは、カニの漁獲について、大陸だなどいふものはもとと日本が開発したものであり、ソ連に規制されるような筋合いはない、われわれはこのように認識をいたしておりました。したがって、外交姿勢が弱腰ではないか。もつと強硬な態度で臨むべきである。またソ連が、毎年毎年ますます態度がこのように強硬になるようなことではたいへん心配されます。この一点について、大臣の今後の決意を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○倉石国務大臣 カニにつきましては、先般御報告申し上げたとおりであります。カニの件につきまして、御存じのように先方は大陸だを主張いたしておりまして、大陸だに生息しておるカニはその大陸だに付属しておるものであるというので、したがって公海におるものを日ソ兩國が話し合ひでめぐるという考え方はなくして、ソ連の所有物について日ソ間で特別な協定を結んで分けてやるんだという考え方に立つてまいりましたので、日ソ漁業委員会とは切り離してカニは別な交渉になったことは御承知のとおりであります。

○瀬野委員 以上三点の質問をもつて終わります。が、これは現在における重大な問題ばかりでございまして、当委員会としても今後これに対する審議をいろいろ重ねていかねばならぬ問題だと思つております。いずれまた委員会等でこまかい問題は審議するとして、時間の制限もございまして以上で質問を終わりますが、今後当局としても慎重な対策を立てて、国民に迷惑をかけないようにまたよろしく検討をお願いしたいことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○草野委員長 小宮武喜君。

○小宮委員 相当時間も経過しておるようでございませうから、簡単に加工米の汚染事件と牛乳の汚染対策、並びに日ソ漁業交渉の問題について質問をしますが、再質問をできるだけ避けたいと思ひますので、そのつもりでひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

昨日の理事会におきまして、この加工米汚染事件についての食糧庁長官の報告を聞いております。と、長官は、安い米を高く買入る人がいるのはいかにもおかしいというふうな印象を受ける発言をなされたのでございませう。なるほど今回の西武農産工業や田中商店などは、等外米や事故米をトン当たり四万五千円程度で払い下げて、それを七万五千円から八万五千円で食堂あたりに販売しておるわけですから、確かに御指摘のとおりであります。

が、しかしこれは、正規の配給米はトン当たり十三万円近くもしておるためにこういった安い米に食糧が飛びついたということが報じられておるのでございます。私は食糧庁長官の発言を聞きまして、長官はほんとうに今度のこの問題について反省しておるのかどうかということを非常に疑問に思つたわけでございます。したがって、長官はその監督不行き届きを反省しておるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○森本政府委員 しばしば申し上げておりますように、かような事件が発生いたしましたことは私どもとしてもきわめて残念でございます。またたいへん申しわけないと思ひます。また事件の原因なりあるいは真相がわかりましたら十分そういうことについて反省をし、今後再びかようなことが起こらないようにできるだけの措置をとりたいという心境でございます。昨日、理事会におきましてこの発言の内容をお取り上げになりましたが、私も、こういった事件でございますから決定的なことはもちろん何も現段階でわからないわけでございますが、この数日来、こういったケースではないか、ああいうケースではないか、ああではないかというではないかといったようなことを庁内においても議論をいたしております。そういった過程のことをああいう席上でございますから申し上げたようなこともございます。したがって別段反省をしないといったようなことではございませんで、こういうケースもあるかあいうケースもあるかというようにこのことを庁内でいろいろ話し合いをしておるという過程のことを申し上げたのでございまして、別段さうなことでわれわれが反省をしないというふうなことは事件を再び来さないために数日來いろんなケースがあるのじゃないだろうか、こういうケースがあるのじゃないかというふうなことをいろいろ検討しておる過程のことを申し上げたつもりでございます。

○小宮委員 この問題についてはこれ以上追及し

ようと思ひませんが、さらに食糧庁長官にお聞きしたいのですが、新聞紙上によりますと、東京食糧事務所の新館は米穀関係業者のたまり場になっておる。これは昭和二十四年から約二十一年間役人と業者が同居をしておるということが報道されておりました。その場合に間借り代として昭和二十四年から月八万円の家賃で貸しておるということが言われておりますが、この十年間を計算しますと、家賃だけでも九百六十万円になるわけですが、そういったような関係の中でこういった家賃をとつてその家賃がどのように使われておるのか。こういった事件を見ますと、うやむやに、むしろ飲み食いに使われておるのではないかと、むしろ飲用を懸念するわけですが、その点この家賃はどのように収入として受けられ、どのように使っておるのか、その点をもう一つお伺いします。

○森本政府委員 御指摘の東京事務所の本庁舎のそばにあります建物であります。私どものほうで関係の食糧の団体に対して事務所として貸しておるということでございます。お尋ねのございました私どものほうで貸し賃として取っておりますものをどう使っておるか。これは予算上一般の歳入として計上し徴収をして国庫に入っております。そういう経理をいたしております。

○小宮委員 その点は了解しました。次は大臣にお尋ねしたいのですが、東京事務所のお役人たちは新年宴会だとかまたは忘年会、送別会などにはこの業者たちから常に酒が贈られておる。またときには一緒に酒宴をやつておる。特に今回のこの事件で逮捕された連中たちとは連夜飲み屋、バーに行つてそのときそのつど現なまを握られておるのではないかと、さういふことも新聞に報道されておるわけですが、私はその問題が事実かどうかというところは究明しませんが、このような例はこれはもう氷山の一角で、現在ほかのところでもやられておるかもしれないし、またこれは農林省だけではなくて各省庁でもやられておることと思ひますが、こういった問題が

今後発生する危険性が多分にありますので、今後の対策並びに綱紀肅正に對しての大臣の決意をひとつお聞きしたいと思います。

○草野委員長 大臣はいまちよつと離席していただきます。

○小宮委員 それでは時間がございませんで、いまの点は大臣が歸られてからお聞きしたいと思ひます。

次は牛乳の汚染対策についてありますが、牛乳に有機塩素系農薬のBHCがかなり高い濃度で含有されておることはこれはもう厚生省の分析結果で明らかにされておまして、厚生省の食品衛生調査会よりも先ほどからもいろいろ言われまして、このままの状態が長期継続の場合は保健上支障を来たすおそれがあるという意見が発表されました。今日の食生活の中で牛乳の占める重要性からいっても国民は非常に不安を感じておるわけですが、このことにつきまして大臣の談話を拝見しますと、都道府県、生産者及び乳業者団体等に対して稲わら使用の規制、牧草、飼料作物や畜舎内におけるBHCの使用の禁止、稲作に対する使用制限について強力な指導を行つて、その残留量の減少につとめてきたが、今後もBHCの製造停止措置や、従来の対策をさらに強力に徹底させてBHC残留量の減少につとめますので、消費者の皆さんよ、心配されないようにお願いしますというふうな談話が発表されておりますけれども、まず疑問に思ひますことは、牛乳が汚染されているというところであれば、当然その加工品であるチーズ、バターはどうかということですが、これについて国立衛生試験所の所長は、バターには高濃度で含まれるおそれがあるが、チーズは心配がない。しかしバターは一度にたくさん食べるとは考えられないので、牛乳ほど心配する必要はないということをお話されておられるわけですが、率直に言つて国民は疑問を持っておられるわけです。この国民の疑問に對しても農林省や厚生省が乳製品の分析を行なつておられるならばその結果を公表すべきだと思ひます。したがって、この乳製品の分析はやられたのか。やつておられるならその結果を教えてもらいたい。

○神林説明員 お答え申し上げます。乳製品につきましてはただいま分析中でございます。なお、これは推定でまことに申しわけございませんが、バターなどはおそろく北海道方面が主要の原料産地でございますから、たぶん低いだろうというふうな予想を持っておりますが、なおいま分析をやつております。それから牛乳あるいは乳製品全般につきましては、今後厚生省といいたしましてはもう少し系統的な調査をやりたい。特に牛乳につきましては、これは全国的な調査を本年度からやつていきたいというふうに考えております。

○小宮委員 それではひとつ先ほどの綱紀肅正に對する大臣の決意をお聞きしたいと思います。

○倉石國務大臣 先ほど申し上げましたように、まことに今回のような事件は遺憾千万であります。種々いろいろこのことについて省内でもなお、いままでもいろいろのことについて省内で相戒めてまいつたのでありますが、こういった事件があらましたことを機会に、さらに綱紀を肅正、厳正にいたすように指導してまいりたいと思ひます。

○小宮委員 このBHC工業会では、農林省の指導によつてだろうと思ひますが、昨年末からこのBHCとDDTの国内向けの生産を中止しておるわけですが、しかしこのBHCの在庫品の注文はふえておるということをお聞きしておるわけですが、これは事実ですか。事実だとすれば、これは政府の方針と相反することにもなると思ひますが、政府はこのBHCに對しての現在の注文、非常に在庫に對してふえておるということについての今後の対策をどうするつもりかということをお伺いいたします。

○池田政府委員 農薬工業会が昨年の十二月の初めでございまして、国内向けのBHCの、これは原形でございまして、製造を中止いたしました

のでございます。もちろん、これは政府とよく連絡をいたしました結果でございます。ただいま、何か最近非常にそういう注文がふえているのではないかと、お話をしておりますが、私どもはそういう情報は承知をしております。想像いたしました、これはBHCは、たとえば稲作だけではなしに、ほかの果樹とかその他の分野にも使われておりますので、そういうようなところで若干注文があつたというようなことはなからうかと思ひます。特にそういうような話は、私どもは聞いておりません。

○小宮委員 また最近食用用のプロイラーとか、子豚、子牛や養殖魚のウナギ、ハマチ、ニジマス、こういったものにも盛んに抗生物質が乱用されて、いままた大きな問題になりつつあるわけですが、これもBHCの汚染牛乳問題と同じように、これは農林省、厚生省の監督不十分ではないかというところが指摘されておるのでございますが、政府の対策は常に後手後手に回つて、手ぬるいのではないかと、いろいろな批判が出ておるわけですが、大臣として、この牛乳の汚染対策を強力に実施すべきであるというように私は考へるわけですが、それについてひとつ大臣の所見を伺いたしたいと思います。

○倉石国務大臣 時間もないうでありますから簡単に申し上げますが、先ほど私どものほうの決意は瀬野さんに詳細に申し上げました。ああいう決意でございます。

○小宮委員 急ぎますから、次は、この日ソ漁業交渉について質問をしたいのですが、私は三月の十八日に開かれました日ソカニ交渉の危機突発緊急代表者会議に出席したわけですが、また二十二日のこのサケ・マス、ニシンの日ソ漁業交渉促進のための全国抗議大会にも出席した者でございますが、この集會で出された業界代表の悲痛な意見発表の中に、政府も国会もこの日ソ漁業交渉の問題については無関心ではないのか、国会でも一つも取り上げてくれないではないかというよう強い不満が訴えられておつた次第です。指摘されてみ

れば、なるほどそのとおりだと私も感じたわけですが、このカニ交渉も、先ほどから言われましたように、四月七日に妥結したものの、御承知のようには交渉は終始ソ連側の強硬なペースに押しまくられて、最終的には出漁期を迎えた日本側のやむを得ない譲歩によって妥結を見たのが真相であります。現在引き続き行なわれておるところのサケ・マス、ニシンの交渉においても、カニ交渉と同じくソ連側の一方的な、しかも何ら科学的根拠のない、そして日本側としては全く譲歩の余地がないといわれるほどのきびしい規制案が提案されておるわけでありまして、したがって、現在双方の主張は完全に対立して行き詰まつておるのが現状であります。このサケ・マス、ニシンの交渉もカニ交渉の二の舞になる公算が大であります。したがって、この日ソ漁業交渉の経緯から見ても、年々ソ連側からきびしい規制案が出され、これに對して日本側の出漁期というやむを得ない譲歩によって妥結を見てきておるのであります。このよう

な状態が毎年繰り返されるならば、わが国の北洋漁業は一步一步後退してじり貧におちいり、壊滅状態に追い込まれるのではないかと、このことを憂へるものであります。私はこの重大危機に立つておる北洋漁業の根本的な解決と、北洋漁業に従事する何十万、何百万の漁業者、家族並びに関連する人たちの生活権を守るために、政府は本気になつて真剣に取り組むべきだと思ひます。また北洋水域における安全操業の問題にしてもしかりです。この日ソ漁業交渉の行き詰まりを一刻も早く打開し、早期解決をはかるために、大臣はモスクワに出かけるくらい熱意を持つべきだと思ひます。もし大臣が行かないければ、「よ」と「号」みたい

に政務次官も行った例もあるわけですから、また昭和三十九年には時の農林大臣が行つたというやうな話も聞いておりますが、それくらいのもつと政府もひとつ本気になつて、熱心に熱意を持つて積極的な姿勢を示すべきだと思ひますが、大臣、ひとつ見解はどうですか。

○倉石国務大臣 ただいまのお話だけ承つており

ますと、政府は何もしていないように聞こえますけれども、そうじゃないのであります。また当委員会でも御議論があらうがなからうが、私どもの立場といたしましては全力投球をしておるわけであり

ます。いまカニについての御批判がありましたけれども、私どもに對して先方から申し入れました線から見ますと、かなりの譲歩をかわつております。私は現在のようなきびしい状況のもとでは、まあまあというところではないかと思つております。しかし、これはわがほうの代表が粘り強く技術的な正しい主張をいたしましたこと、またまたまらうと運よく川島自民党副総裁、赤城顧問、お二人が行かれました、これらに對してバックアップしていただきましたこと等も加わりまして、わりあいによりまくいと思つております。この問題は、日本人としてはみなたいたいとお話のように、同じ気持ちで超党派の問題でございます。皆さまた方の御協力も得まして、ぜひひとつ私どもの既得権、伝統ある既得権を保持するために最大の努力をしてまいりたい、このように思つております。

○小宮委員 これで質問を終わります。

○草野委員長 芳賀賀君外十四名提出、農民年金法案及び内閣提出、農業者年金基金法案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。瀬野榮次郎君。

○瀬野委員 農業者年金基金法案について、農林大臣並びに関係当局に質問をいたします。

大臣が午後は参議院の委員会へ出席されるということで、時間も大体一時までというところでございまして、時間の許す範囲で質問をいたしまして、残りの問題は次回に引き続き行なうことにして、留保いたしたい。なお、大臣に對する質問が残つた分についても留保することを最初に申し上げておきます。

私は、まず第一に、農業者年金基金は特殊法人として事務所の設置をすることになっております。法第三条に「基金は、主たる事務所を東京都に置く」とあるが、どこに事務所を設けるのか。またその第二項には「基金は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる」とあるが、各県に「一カ所の事務所を設置されるのか、その点いかなる検討をされてこられたか、まずお伺いしたいのであります。

○池田政府委員 事務所は東京に置くわけですが、従たる事務所につきましては「置くことができる」という規定はございしますが、現在のところ直ちに置くというところは実は考へておらないのでございします。事業の推移を見まして、どうしても必要であるということがございしますならば、また検討する、こういう心組んでございします。

○瀬野委員 すぐには事務所を置かないというところでございしますが、「従たる事務所を置く」ということになつておるので、われわれがいろいろと推察するところによりまして、各県に事務所を一カ所ずつ置くように將來なるのじゃないか。そして職員は、理事長が任命する。この十六条に「基金の職員は、理事長が任命する」というふうに明記してございしますが、われわれが仄聞するところによりまして、將來、食糧検査員等全国二万七千人おるわけですが、こういった中から登用するやに聞いておりますが、こういったことにはならないのか、この点を念のため伺ひをしておきたい、かように思ひます。

○池田政府委員 現在、最初の職員の数として考へておりますのは大体六十名程度を考へておるわけでございますが、どういふ人を選ぶかということとは理事長の権限でございしますけれども、想定をいたしますならば、やはり年金業務が主たる業務でございますから、そういうことについての知識なりあるいは経験なりを持つてゐる方ということが考へられるわけでございます。

それからまた、農地の買い入れとかあるいは売り渡し、それに関連いたします融資の業務という

ようなこともございますので、そういうことの関係の方、こういうようなことで、必ずしも役所にいた人というだけを考えておるわけじゃございませんで、あるいは関係農業者団体等の中で適切な方もおそろく任命されるであらう、そういうふう考えております。

○瀬野委員 次に第二章役員等のところで、第七條には「基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。またその二項には「基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。また役員職務及び権限については、第八條に「理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。そしてその二項に「理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう」とあります。そこで第九條の二項に「理事長は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。こういふように明記してありますが、この人事について、すでに理事長をはじめ役員人事の構想があるようでございますが、最近指摘されておりますところの天下りの人事というふうなことであつてはならないし、またそのようなことになりますと、権力の付与ともいわれてたいへんいろいろ心配をされます。これらの人事の検討はいかなる考えであるのか。法第十一條には「政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く）は、役員となることができない。こういふふうに明記してございしますが、将来このようにな人事について批判を受けることのないために、あえてこの機会にお伺いをいたしておきたいのであります。

○倉石国務大臣 今度でございます基金は特殊法人でありますし、大事な仕事を扱うものでございしますので、人間の信用性のある者、また社会的にも信頼性のある学識経験に富んだ人を選びたいと思っております。他の役員についてもそのとおりであります。

○瀬野委員 いま質問いたしましたように、どう

かひとつ、これらの批判等を受けないように十分な対策、考慮、指導をされるようにお願いするものであります。

次に、代表権の制限の問題についてお尋ねいたします。

第十四條に「基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する」とあるが「基金と理事長との利益が相反する事項」ということについてどのようなことが想定されるのか、お伺いをしておきたいのであります。

○池田政府委員 これは、こういう事例はあまりないといふふうに考えるのでございしますが、しいて考えますと、たとえば理事長があるところで土地を持っていた、その土地を今度基金が事務所等を設置するといふようなことで買取りをするといふようなときに、いまのままで規定がございせん、基金の代表者である理事長と土地の所有者である理事長とが契約をするといふことになりますと、これは価格その他の条件でもいろいろ問題の起こる余地があるといふようなことがございします。そういう場合には「監事が基金を代表する。」「そういう場合はなかなか考えにくいのであります。」「念には念を入れまして、そういうことのために規定を置いている、こういうことでございします。

○瀬野委員 その点はよくわかりました。

次に評議員会についてお尋ねをいたします。

第十七條に「基金に、評議員会を置く。」「とされまして、八項目が述べられてあります。」「評議員会は、理事長の諮問に應じ、基金の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。」「評議員会は、前項の事項に関し、理事長に意見を述べることができ。」「こういふことが述べられて、最後のところに「前各項に定めるもののほか、評議員会の組織及び運営に關し必要な事項は、主務省令で定める。」「こういふふうに法で規定してありますが、この評議員会のメンバーというものがたいへん大事にな

ります。民主的な運営をするためにも、またかねがねわれわれがいつもこういふ問題で議論をしておりますが、基金の業務の運営に關する重要事項を調査審議し、理事長に意見を述べるといふこととでありますから、従来、往々にしてこのような評議員会に出る出席メンバーというものがなかなか都合に出席ができない、肩書きの長のつく人が多くて、そういう方に限られる傾向があるわけでありま。そこで、被保険者の中からも多くこのメンバーに参画していただきたい、このようにわれわれは思つておりました。この点のように配慮されておられたのか、お伺いをいたしたいのであります。

○池田政府委員 お話しございましたように、私も評議員会といふものの機能を非常に重視をいたしておるわけでございます。こういうような機関を設けましたのも、やはり加入者の御意見を十分基金の運営に反映させたい、こういう趣旨でございします。特に評議員につきましましては、主務大臣、農林大臣及び厚生大臣が任命をする、こういう制度もつておるわけでございます。

どういふ方が選任されるかといふことは、これはまあそのときになりましたいろいろな主務大臣、まあ農林、厚生両省において検討いたすわけでございますが、気持ちとしては、ただいまお話しがございましたように、単に肩書きだけでそういうところに入ってくるというところは、これはあまり好ましいことではございませんので、この規定にもございしますように、「被保険者及び学識経験を有する者のうちから」といふことでございしますから、被保険者に非常に大きなウエイトがかつておるわけでございます。私も、私どももほんとうの農民の意向が反映できるような組織にいたしたい、こういふ考えでございます。

○瀬野委員 いまの点について大臣にお伺いしたいのですが、いま局長から答弁がございましたが、これは今後の基金の運用にあつては重大な関心事でございます。大臣はその責任者として、御これに対するお考えをどう持つておられるか、御

見解をお聞きしたいと思つております。

○倉石国務大臣 ただいま農政局長から答へ申し上げましたとおりでございますが、何にいたしましても多数の農村の人々が加入していただく制度でありますので、その運営につきましましては十分民主的にやるようにいたしたい。そのために評議員会といふふうな制度を設けたりいたしまして、できるだけ加入者の御意思等運営にあつて尊重してまいりたいと、こう思つております。

○瀬野委員 ただいま大臣から答へございましたように、どうかひとつ加入者の意思を十分反映するように配慮、指導していただきますようにお願いをしたいと思います。

次に、すでに見解を明らかにされた点も若干ございしますが、重複を避けて逐次お尋ねをしたいと思ひます。

今回の農業者年金基金法は、農政の一大転換期ともいふべきときにあたりました。政府が真剣に構造政策に取り組もうとする段階でございします。そこで農地等の売買に要する資金等については、政府は構造改善政策を進めておるのであります。ゆえに、農業者から徴収した資金を活用するといふ方法とはらずに——もちろん若干の活用は当然あるとしても、これだけの大きな農政の転換をするのでございします。公庫資金など国の財政資金でまかなうのが本筋ではないかと思つておりますが、この点についてはどういふ見解をお持ちでございますかお尋ねいたします。

○倉石国務大臣 お話しのようないふことにつきましては、公庫資金はもちろんだてまえて十分使ふことにいたしております。その上にいまお話しがありましたような基金の金をも活用してまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○瀬野委員 ただいまの大臣の答弁で、その点はわかりました。

次にお尋ねしたいことは、基金が行なうところの農地等の売買業務と農地保有合理化法人の業務との分野の問題でございします。これらの調整といひますか、これらが競合するといふようなこ

ともなりかねないわけですが、どういふふうの方針を持っておられるか、また指導をされるか、この点お尋ねをいたしたいと思います。

○池田政府委員 基金が行ないます農地等の買入れ業務と、それから農地保有合理化法人の業務との関係といふことは、調整の問題でございまして、一応あの事業の性格といふことは、違いを整理いたしてみますと、基金が行ないます農地等の買入れは、経営移譲とかあるいは離農を援助、促進をするという見地が先に立っているわけでございますが、したがって、離農希望者が農地等の処分をいたします場合に必要があるとき基金が買入れをする、まあこういうことになるわけでございます。農地保有合理化法人のほうは、もちろん離農者の農地を農地保有合理化法人が取得をするという場合もございしますが、必ずしもそれだけに限定をされておられませんので、たとえば経営上おります土地の一部をこの際整理をしたいというふうなことで、それを農地保有合理化法人に売却しをする、こういう場合も実はあるわけでございます。それから、したがって売却し渡す場合におきまして、基金の場合には、その取得の場合には一括して取得をするというたてまえにいたしておりますので、売却し渡すする場合にもそういう方針で行ないたいというふうな考えをしておりますが、合理化法人の場合は必ずしも一括ということではございせん、こまかく分けて処分をするという場合もございします。そういう違いがございします。

ただ、実際問題といたしまして両方の業務が競合をする場合があるのではないかとすることも考えられるわけでございますが、私どもは、やはり農地保有合理化法人といふものは、これは地方の実情に即してそれぞれの県等で設立をされまして業務が行なわれるわけでございますから、そういうものが健全に行なわれております場合に、基金が出しやばりまして、離農者の農地だからということでも合理化法人と競争のようになかつ

こうでこれを買取るとかいうようなことは全く実は考えておらないのでございします。まあ離農者の農地がしやうやうにする、ほかになかなか処分の方法がないというふうなときに希望に即して基金は買取りをする、こういうのが主たるねらいでございしますから、実際問題としては、私どもは競合することはないように指導いたしたいというところを考慮しておりますし、またそういうことも起こらないものと確信をしておるわけでございます。

○瀬野委員 では次に、基金が行なうところの資金融通については、その融資条件等が法律に明記されていなくて、そこでこれらの融資条件等については業務方法書などを定められるものと思ひますが、どのような条件を考慮しておられるのか、また検討されてきたのか、明らかにしていただきたいと思います。

○池田政府委員 これはいまお話しのように業務方法書で定めるわけでございますが、私どもがこういう事業を基金に認めまして離農者の農地の取得なりあるいはそれをさらに売却し渡して規模を拡大する、こういうことにしております場合に、やはりその条件は極力農民の方に有利なものにしたい。具体的にはまだ今後の問題でございしますが、現在考えておりますところを御参考申し上げますが、御存じのように公庫が行なっております農地等の取得に關します制度融資は、利率で申し上げますと三分五厘、償還期限で申し上げますと二十五年でございしますけれども、これをもう少しと有利なものにしたい、こういう考えでございまして、いま検討しておりますのは、大体農地を一括して取得をするような場合の融資条件としては三分ぐらいにしたい、それから償還期限につきましては三十年ぐらいにしたいというところで、公庫資金よりやや有利な条件にした、こういう考えでございします。

○瀬野委員 ただいまの答弁でよくわかりましたが、どうかひとつ有利な方法で条件をきめていたいただきますように今後よろしくお願いをする次第でございます。

次に、農林漁業者のための長期資金を融資していただくところの御承知のように農林漁業金融公庫がございしますが、この農林漁業金融公庫の農地等取得資金との調整といふことは、分野の関係についてはどのように検討をされてきたのか、御見解を承りたいのであります。

○池田政府委員 これはまあ農地の取得金融といふことにおきましては同じような性格を持つていられるわけでございます。私どもは、やはり規模拡大をしたという農家の金融の道をつけるという意味においては、必ずしも公庫資金だけではなしに、特に基金の加入者であります農民の方が規模拡大をしたいという場合は、基金としてもお手伝いをするのが最もいいのではないかと、ある意味ではダブルのような感じもございしますが、そういう意味ではむしろ多少ダブルでもいいのではないかと、いかという感じを持つておるわけでございます。具体的には違ひはいたしましては、さき申し上げましたように、基金が行ないます場合には相手は基金の加入者、被保険者ということに一応なるわけでございます。それから農地の一括取得というふうなことで、こまかい地片販売の場合の融資は、一応公庫のほうにお願いする、基金としては、離農者の土地を一括して取得するような場合には、一応限定をする、こういうことで分野調整といふことを一応考えておりますけれども、実際は規模拡大等をいたしたいという農民の選択の問題にならうと考えるわけでございます。

○瀬野委員 次に農地等の買入れと売却し渡す等の業務についてでございますが、御承知のように過疎地帯等、離農者の農地等については今後こ

ういふ傾向がたかき出でくると思ひるのであります。そこで過疎地帯の離農者の農地がなかなか買手がつかない場合等が懸念されますが、その場合に基金に持ち込めば必ず買ってもらえるものか、その点どのように指導される考えであるか、お伺いしたいのであります。

○池田政府委員 過疎地帯等で農地の処分をした

というケースが確かに今後出てくるということでは、私どもも考えておるわけでございますが、その場合に基金が買つかどうかということではあります。基金としては、一つの売買をいたします場合の基準みたいなものを当然業務方法書等で定めるということになるわけで、たとえば価格等につきましては大体こういうふうな基準で買取りをするというふうなことで、その条件さえ適合いたしますならば、当然それは買取りということにならうと思ひます。

○瀬野委員 あとでございますが、大臣が一時には向こうへ行かれますので、大臣に対する質問は留保することといたしまして、私、この機会に大臣にぜひ本日聞いておきたいことを二点だけ質問をいたしたいと思ひます。

これは切なる願ひでございますが、農業者年金制度に過去三カ年間全農業関係系統組織が熱望してきただけでございまして、今日ようやく国会審議の段階となつたことは御承知のとおりでございます。いまさら言う必要もないことではございしますが、内容については数多くの問題をかえ、十分満足できない点も多々あるものであります。改正農地法、また改正農業協同組合法とともに三大法案の一つであり、一九七〇年の農業の一大転換期に

もあたつておりまして、次善の法案としてぜひとも国会で成立をはかるものとして一昨日、二十二日にこれが促進の全国大会まで開かれたのでございします。特に重大な問題があることをさらに私は指摘をせねばならぬのであります。それはいろいろまでもなく、この年金に加入することのできない五十五歳以上の経営主の処遇でございします。五十五歳以上といへば、戦後二十五年を経た今日、終戦時がちょうど三十歳前後でございまして、この人たちは先日の大会でもお話しがありましたように、戦時中あるいは戦後の食糧増産にない手として活躍をし、一番苦勞した時代の人であります。他の要件はすべて加入資格を持ちながら、年齢だけで加入資格がないのでございします。政府の見解では、離農の場合は離農給付金があるとの答

昭和四十五年四月二十四日

弁でございますが、では後継者に移譲したらどうかというところ、何らの恩恵もなく、この年金制度の谷間になっておるのでございます。しかもこの年齢層の人たちこそ、いま政府が推進しておる総合農政の中で経営の若返りを促進する農政的效果を発揮することができる農業者であることは、よく御承知のところではないかと存じます。

そこで、この制度の対象外となっている五十五歳以上の農業経営主の後継者移譲について、たとえば六十から六十五歳までの間に経営移譲をしたような場合には、相当程度の年金を全額国庫負担で給付する等の補完措置などを講じていただく考えがあるのか。これらが最も重要な今後の問題であると思うのであります。農家をこよなく愛する農林大臣、どうか英断をもつてあたたかい政治の一手を差し伸べていただきたい、必ず特別措置を講ずる考えを明らかにしていただきたい、かように実は申し上げたいのであります。農林大臣にこの点について特にお伺いをいたしたいのであります。

○倉石国務大臣 本案の作成中にも農業者の方々から熱心なお話もございまして、私どもいろいろ検討をいたしましたわけでありますが、農業者年金制度は、今後どのような農家が離農するか、または経営の拡大をはかつていくか、そういう点がなかなか明らかでございませぬ。そこで、わが国農業の現状に即しまして、後継者への経営移譲を含み離農を年金の支給要件としたしておるわけでありますが、離農給付金はこの年金の補充措置と考へていただければけっこうではないか、こう思つておるわけであります。全額国庫負担によりまして、離農の促進と経営規模の拡大に直結いたします、すなわち第三者移譲のみを支給要件とこのなかにはいれたしたわけであります。したがって後継者を移譲を支給の対象にいたしますことは、実はそのほかのほうの分野との均衡もございまして、なかなか問題が多いわけでありますが、ただいま御指摘のようなことにつきましては、私どもも本案作成中一番いろいろ悩まざるを得ない実情もございしましたし、いろいろお話もございしますので、なおお

ひとつ慎重に検討いたしてまいりたいと思っております。

○瀬野委員　農林大臣の答弁で一応は了としますが、どうか全農家の切なる願いでもありますし、この問題は当面の一番大きな問題であろうと思ひます。大臣も十分承知しておられるわけでございます。まして、今後できるだけだけの措置をするということでございますので、どうかよろしく御検討をいたされたきたい、かように申し上げる次第でございます。

もう一点、午前中の時間に簡単に農林大臣にお尋ねをいたします。

質問の要旨は、林業者及び漁業者に対する年金制度についてでございますが、本法案による年金制度はその対象が農業者に限定されておりますが、公的な老後保障制度が不十分であること。及び社会経済の発展の過程で立ちおくれが目立ち、その近代化が要請されていくことの両面をとらえること、同じ第一次産業である林業者と漁業者も類似した環境に置かれていることは御承知のとおりであります。このような事実のみに着目すると、これらの者に対しても特別の年金制度を確立するのは当然であると思ふのであります。もちろん国民経済に占めるそれぞれの位置づけもしくはそれぞれ経営の特殊性などからしまして、直ちに農業者と同一制度を適用することはいろいろと難点のあろうことは十分推測されるところであります。この際、政府としては林業者及び漁業者に対する年金制度の創設についてはどのような考え方を持っておられるか、農林大臣にその所信を承つて午前中の質問を終わりたいと思ふのであります。

○倉石國務大臣　お話しした林業者につきましては、大体林業の方は土地を持っていられしやるわけでありまして。林業はこれに該当すると思うのであります。漁業につきましても原案作成中にもいろいろ御意見もあり、検討いたしました。が、どうも今回考えておりますような農業者年金制度にはなじまないものである、こういうことで漁業者

は除外いたしておるわけでありませう。

○瀬野委員 それでは続いて質問を申し上げます。

被保険者は農地等について所有権または使用収益権に基づいて事業を行なうものとなっているのではありませんが、それらの権利名義人でなければならぬといふことが、それらの権利名義人の現在の情実では農地等の権利名義人ではないけれども、実際農業経営者であるといふ事例が少なくないのでございます。権利名義人ということに限定することはなほまだ問題がある、こういうふうに思っております。この点の配慮についてはどう検討されてこられたのかお伺いをいたしたいと思ひます。

○池田政府委員　確かにいま御指摘のように、経営主でありながら農地等の権利名義人になっていないというような事例がございます。これは私どもが持つておりますいろいろな調査の結果から見ますと、大体八七％ぐらいが権利名義人でございます。残りの一四％程度がそうでないわけでございます。

これはどういう理由かと申しますと、やはりいままであまり権利名義を変更する必要がなかったたという点ではなからうかと思ひわけでございます。それで農業者年金の場合に、どういふふうにして経営移譲を確認するかという問題がございます。私もいろいろこの点を検討いたしたわけでございますが、実態はいま申し上げましたやうなことでございますし、やはり年金の支給という点につきましては、はっきりした経営移譲を確認いたしませんと、年金の支給をするというのは非常に問題がございますので、やはり権利名義の移転ということで確認をする以外にちよつと方法はないのではなからうか。ただ先ほど申しましたように、従来は必ずしもその必要がなかった、こういうことでございますから、今後農民の方々が被保険者になりましたら、経営移譲をするということになれば、それは名義の変更をするということになるのではないかと私も期待をしたいと思います。

しておるわけでございます。確かにめんどくさいというよりなことはあるかと思ひますけれども、国庫も相當な助成をいたしまして、また農民の方が貴重な金を拠出してその支給が行なわれるわけでございますから、そこいらはやはりはつきりしなければいけないのではないだらうかというふうにいま考えておるわけでございます。

○瀬野委員 局長からずいぶん含みのあるお話でありまして、結局聞いておりますと、農民の方が被保険者となる場合は、権利名義人をはっきりしなければならぬことになるわけでありまして。

○池田政府委員　そういうことでございます。
○瀬野委員　それでは、次に経営移譲の問題についてお尋ねをいたします。

経営移譲については、**実際は現在の状態を見ますと、子供は親の扶養義務がないというような傾向から、早く子供に譲ると、結局子供は財産を処分してしまふということから、両親等が心配をされて移譲しないという傾向があることをわれわれもかなり聞くわけであります。**こういう問題については、**検討の段階でどのように配慮されてこられたか、お伺いをいたしたいのであります。**

○池田政府委員　経営移譲がなぜ現実に非常におくれているかという問題でございますが、確かにいま御指摘のようなことも事例としては私あり得ると思うわけでございますが、私どもはいろんな調査をいたしまして、また関係のいろんな方の御意見を承りましたが、総合的な結論といたしましては、現在経営移譲がおくれているというのは老後の保障が十分でない。かりに後継者の方に経営を譲りました場合に、その恩典が現在は何らないわけでございます。そういったすると、極端な場合には自分の小づかいも子供からもらわなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、それではいかに不安である、こういうようなことで経営移譲というものが非常におくれているというふうに考えるわけでございます。特に家

族制度がいろいろ変わつてきておりますので、そういうことも影響しておるよりに思ひわけでございます。

そこで今回はそういうことではなしに、経営移譲をいたしました場合には、いわば企業につとめていた方が退職したのと同じように、それを要件にいたしまして年金の支払いをするということでございますから、老後の生活を送るにはそれでやっていますから、こういうことになりまして、そういう点から従来おられておりました経営移譲が促進をされる、こういうふうな私どもは期待をいたしておるわけでございます。

○瀬野委員 次に年金の積み立て金の問題でお尋ねをいたします。

年金の積み立て金は年間百八十億円でございますが、五年間据置と置くことになっております。そうしますと、十年で千八百億円、利子などを含めましておおよそ倍近い三千六百億円くらいになるんじゃないか、こういうふうに思ひわけでございますが、法第八十一条で、農用地区域の区域内にあるものを買い入れるところの規定がございまして、さらに二項のところには「基金は、前項の規定により農地等を買い入れる場合において、その買入れに係る農地等の農業上の利用のため特に必要がある」と認めるときは、その買入れに係る農地等の所有者が所有する附帯施設（農地等の農業上の利用のために必要な土地、立木、建物、工作物又は水の使用に関する権利をいう。以下同じ。）をあわせて買い入れることができる」とされておりますが、すなわち農地等の買入れの規定であります。この中の「農用地区域の区域内にあるものを買い入れることができる」となっていることにつきまして、当然現在の社会問題になっておりますところの過疎地域の農地等を買入ることがかなり予想されてまいっているのではありません。そうなりますと、土地や建物や、またいろいろ立木等が壊れるという心配がたかさん出てくると思われまゝ。基金は運用を誤ると農地等をいたずらに長期に保有するということになります。

ねない私は思ひますが、すなわち年金の原則というものが、安全性と健全性、もう一つには有利性という三原則がございまして、これら三原則に反することになりやしないか、その心配が多分にあるんじゃないか、かように思ひます。その見解をお伺いいたしたいのであります。

○池田政府委員 いま御指摘の点は、確かに実際上かなり問題になり得る点だと思ひわけでございますが、私どもはいまお読み上げになりました案文にもありますように、その土地が将来も農業が相当なものである、こういう前提の土地におきまして、必要に応じて農地の買入れをするということをお考へしているわけでございます。過疎地域とは逆に、たとえば都市近郊等で将来宅地化されるというところでも買入ことは全く予定をしておらないわけでございますが、そういうような条件のところでも、まあ御希望がありましたときに、規模拡大につながるというふうな農地につきましても買取りをするわけでございますから、私どもは実際の運用をいたしまして、もう明らかに将来規模拡大につながる可能性がないようなものを基金が非常に多量に買取りをするということをお考へするわけではないわけでございます。

そのいうようなことではございませんから、積み立て金の運用の基本的な原則でございますが、安全、確実、有利という三原則に必ずしも違反はしない。ただ有利という点からいいますと、これは確かに非常に有利な運用方法であるとは申せないわけでございますが、これにつきましましては、別途必要に利子補給をする、こういう考へでございます。有利という原則をそこなわないように、国が少なくともお手伝いをする、こういうふうな考へにしているわけでございますから、まあ積み立て金の運用の基本原則には反しない、またその反しないように当然業務の運営がなされるというふうな期待をしておるわけでございます。

○瀬野委員 局長答弁で、いささか心配しておりますが、有

利性については別途利子補給をする、国がお手伝いをするということではございまして、十分こういった安全性、健全性、有利性ということについて運用の面でもひとつ配慮されていかれるようにお願いをするわけでございます。

次に、基金は積み立て金の一部を農地流動化などの政策資金として活用することになっておりますが、そのために基金の組織、機構というものがおそろ膨大なものになってくるのじゃないかと思ひます。それと同時に経費の増高を伴ひまして、資金運用の健全性が阻害される心配が起きてくると思ひますが、この点についてはどうのような見解をお持ちでございますか、お尋ねをいたします。

○池田政府委員 積み立て金の運用を安全、確実でかつ有利というふうなことで運用いたすわけでございますが、私どもが想定しておりますのは、たとえば金融機関に預金をする、あるいは有価証券の取得をする、あるいは信託等に預ける、こういうようなことがかなり大きなウェイトを占めるのではないかと考へておるわけでございます。もちろん、その中で、たとえば農林中央金庫の債券を取得いたしまして、そうしてそれを農村に還元するということも同時に考へておるわけでございますが、そういうようなことでございすならば、これは膨大な機構等が要るわけではございませんので、そういう事務を基金の内部におきましてしっかりとやらばよろしいわけでございます。

あと、農地の取得の業務、あるいは必要に応じて不動産の取得等の業務もあるわけでございますが、これにつきましても私どもは非常に大きな機構を設けてやらなければならないほどの業務にはならないというふうに、実は当面は考へておるわけでございます。しかし、これは将来さうにいろいろ農民の方の御希望も伺ひまして、たとえば休養施設に運用するということもあり得るわけでございますから、十分そういう点について

に欠損を生ずるということのないように、これはやはり厳重に指導監督をする必要があると思ひます。

○瀬野委員 次に基金の監査の問題でございますが、実際問題として基金のほうの監査は容易であつても、農協の監査までは相当膨大なものになりますので、目が届かないと思ひますので、将来これら監査についてどのような検討をされてまいったか、御見解をお伺いしたいのであります。

○池田政府委員 基金につきましては、これはもう御存じのように農林大臣と厚生大臣が厳重な監督をいたすわけでございますが、その問題はなにも思ひわけございませんが、確かに御指摘のように業務の指導等をいたしまして、市町村なり、あるいは農協等に業務をお願いするわけでございますから、そういう点で将来問題が起きてまいるといふようなことも全くないとは言ひ切れないわけでございます。そこで、私どもはやはりそういうものにつきましましては、県の知事さんに監督権限を委任するという規定も置いておりますし、もちろん、これは一方では農協等に対しまして監査も行なわれているわけでございますから、そういうものにつきましまして、十分この基金の業務がうまく行なわれているかどうか、これは十分念を入れて監督をいたしたいという考へでございます。

○瀬野委員 そうしますと局長、知事に委任するというところで、さらに農協も監査が行なわれているからとおっしゃいますが、従来の行政上の監査または農協自体の監査等もございまして、こういったものをあわせて監査をするというふうな理解していいわけではございませんか。

○池田政府委員 これは御存じだと思ひますが、九十三条に規定がございまして、業務の委託を受けた者に対しては主務大臣が検査をすることができ、こういうことになっておるわけでございます。ただ御存じのように、各地方にあります農協を直接やるというわけにはなかなかまいりませんので、知事をお願いをするということになります。

うかと思つてございすが、そういうことにつきましては私どももかなりこまかい点につきましてもいろいろ知事、県のほうにもお示しをいたしまして監査をお願いをする、こういうことになると考えるわけでございます。それはこの基金法によりましてございすが、同時に御存じのような農協法の規定によりまして知事が農協の監査ができるわけでございますから、そういうものにおきまして十分これは留意をしていただく、こういうことでございします。

○瀬野委員 監査につきましては先般も当委員会いろいろな農協に対する監査の問題の質問をいたしましたわけですが、ますます膨大になってまいりますので、十分配慮されて、従来いろいろ他の機関でも問題が起きておりましたが、そういったことがないように指導されるように強く望んでおく次第であります。

次に、経営移譲のことですらにお尋ねいたします。農地の所有権の移転だけでなく経営移譲というものは長期安定的な貸借権の設定でもよいことになっておりますが、この経営移譲に対する長期安定的な貸借権の設定の期間というものはどのくらいを考へておられるかお尋ねをいたしたいのであります。

○池田政府委員 期間につきましてはこれは別途政令で定めたい、こういう気持ちでございます。本来のこの経営移譲の趣旨からいいますと、きわめて短期間、たとえば一、二年というよりなことで貸借権の設定をする、それで経営移譲でやりますということでは本来の趣旨に沿わないわけでは、いかにもこれは本来の趣旨に沿わないわけでは、比較の長い期間を考へているわけ、まだこれは検討段階ではございすが、大体十年程度を考へたらどうか、こういうことで検討をいたしております。

○瀬野委員 それでは、長期安定的なということにつきまして、具体的にはその認定は実際はどのようにして行なうことになるのでございします

か、お尋ねをいたします。

○池田政府委員 期間等につきましては、いま申し上げたようなことでございすが、現実にはやはり貸借権の設定というよりなことでございしても、これは登記によりましてそういうことがあつたということを確認いたしませんと、先ほど申し上げましたような年金支給の要件として十分でございますから、そういうことを十分確認をいたしました上で、しかも権利名義の移転が、権利名義の移転という登記が行なわれた、こういうことを確認した上で年金の支給をするようにしたい、こういうふうに考へております。

○瀬野委員 次に、基金の組織と業務運営についてお尋ねをいたします。これら業務運営については民主的に行なうべきであることは当然でございすが、農業者が基金に提出する掛け金というものは、先ほどちょっと申し上げましたが、年間百八十億円にのぼる、将来基金に積み立てられるところの資金というものは相当多額にのぼることは当然でございします。そこで、この積み立て金というものは農民の福祉向上、農業の近代化等のために還元運用されるべきであるわけでございますが、この点についてはどう考へておられるか、御見解を承りたいのであります。

○池田政府委員 基金の運用につきましては、私もいまお話しのような趣旨でやりたい、実はこういうことで考へているわけでございます。特に農民の方の非常に貴重な拠出でございすが、それが農民の福祉なりあるいは農業の近代化なりにつながるようなものにいたしたいというところを考へているわけでございます。具体的には積み立てました金の一部は農地の買い取り資金等に回されるというわけでございますが、私どもの理解では、農業の近代化に直ちに結びつくような運営をいたしたい、こういうことでございします。農地等に当てられる金は全体の一部分であるというふうに考へるわけでございますが、その他の農家の拠出した金につきましては、先ほど申し上げましたようないろいろな運用方法があるわけ

でございますけれども、その中で特に私どもはやはり農村に還元されるような運用をしたい。これは今後の具体的な検討の問題でございすけれども、たとえば農林中金債を取得することによりまして、その金が農村にいろいろな形で還元されるようにするとか、そういうところについて特に配慮をしてみたい、こういうふうに考へております。

○瀬野委員 ただいま局長からお話がありましたが、農家は資金を借りたい、やはり低利で長期の資金がほしいのであります。この基金の場合には、制度金融と違ひまして資金が関連産業に流れる心配があるわけでございます。一がいに関連産業といへばあらゆる仕事に関連産業ということになりかねないわけでございます。ところが落とし穴みたいになつていくのではないか、このように危惧いたすものでございします。すなわち農村の下部のほうには資金が流れず上へのほうにだけ流れていくという心配をするわけでございますが、この点についてはどのように考へてございしますか、御見解を承ります。

○池田政府委員 ただいまお話しにありました農村に極力還元をさせたいということ、もう一つ、集まりました金を極力有利に運用いたしまして、その結果、たとえば農家負担の軽減というふうなことに結びつける、こういういろいろな点があるわけでございますが、先ほど申しましたように、私どもはできるだけ農村に還元させたいという方向で考へたいと思ひますけれども、同時にやはり相当有利な運用をしなければならぬというところ、たとえばほかの有価証券を取得するとか金融機関等に預けました金ほかの業種、農業以外の事業に流れるというふうなこともあるわけでございます。そこらをごらういうふうな調和させるかという問題は、これはまさに基金の理事長なり役員は評議員会等によりまして加入者の御希望にもよるわけでございますから、そういう点を十分に考へまして、適切な運用が行なわれるように私どもも

御指導を申し上げたいと思つております。

○瀬野委員 ただいま局長から答弁がございました。実際の運用にあたりますとかなりいろいろなことが起きてくるんじゃないかと思つておりますが、農家の貴重な金でございすし、これらの金が関連産業等に流れて下部のほうへ流れないというこの点に、いままお話がございましたように農村に還元していくように格段の配慮と指導、また監督をしていただきたい、かように思ひます。

一時半の時間が参りましたので、午前中一時半に終わつてくれというのでございすので、これで終わります。また本会議後に若干の質問をさせていただきます。
以上で質問を終わります。
○草野委員長 本会議散会後再開することとし、これにて休憩いたします。
午後一時三十一分休憩

午後四時十四分開議
○草野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
午前の会議に引き続き質疑を続行いたします。
瀬野次郎君
○瀬野委員 農業者年金基金法案について午前中に引き続き質問をいたします。
農業者年金基金は、農地等の売買等の構造政策的な業務を行なうことは午前中にも申し上げたとおりでございまして、当然のことではあります。政府はこの農業者年金基金に対して出資をするお考えがあるかどうか。当然将来出資をすべきであると思ひますが、法文上出資の規定がないのは手落ちではないか、かように思ひますけれども、この点について御見解を伺いたしたいのでございします。

○池田政府委員 農業者年金基金の事業の運営につきましては、事務費につきまして国が補助をする、こういうことになつて行なうわけでございます

し、それからまた、農地の取得等の関係では、先
ほども御説明申し上げましたように利子補給をす
る、こういうようなことがあるわけでございますし
て、実際問題として出資をしなければならぬとい
う必要性はないというふうに私どもは考えてい
るわけでございまして、そういう関係から出資の
規定を置かなかつたわけでございます。

○瀬野委員 それでは再度お伺いしますが、政府
としては将来にわたつても基金に対しての政府出
資は行なわない、こういう考えであるか、そのよ
うに理解してよろしいわけですか。

○池田政府委員 まあそのように御理解願つてよ
ろしかうと思ひます。

○瀬野委員 次に、単位農協に対する掛け金徴収
の問題でございますが、単位農協の場合、掛け金徴
収の委託を受けるわけでございましてけれども、現
在の政府の予算から算定してみますと、一人当た
りのおおむね八百四十円くらいになるような計算で
ございまして、このようにならずにかなる経費ではあ
まりにも少ないので、農協がかなり負担をせねばなら
ない、こういうふうに思ふわけですが、今後御承知の
ごとく、農協は食糧を守るために米の生産調整を
推進していくわけでありまして、米の取り扱い、
農薬、肥料等の取り扱いがだんだん減少をする傾
向にあるわけでございます。したがって、手数料等
も、収入が減ることは当然予測されるところでござ
います。特に東北地方の単作地帯などでは赤字
経営の農協が出てくる心配が懸念されておるわけ
でございます。政府としては将来これら事務費予
算については考へる方針のようでございますが、
いつの時点でどのように考へていかれるのか、明
確なる御見解をお伺いしたいのであります。

○池田政府委員 一月八百四十円というお話ござ
いまして、これは市町村あるいは農協に對しまし
て業務の委託をいたします場合に、その委託によ
ります事業のための経費に充てる、こういうこと
で予算を組んでおるわけでございますけれども、
その場合にたしか一人当たりどのくらいの労働が
要るかというような計算もしておるわけござい

ますが、その労働量に對しまして一日たしか八百
四十円だつたと思ひますが、の費用を一応考へてい
る、こういうことで、これはたしか予算編成の場
合の統一単価といふものでございまして、一応初
年度の農協、市町村等に対して業務の委託の経
費として、たしか七万円弱くらいを予定してお
るわけでございます。十分でないと言へば、確
かにいまの貨幣価値からいいますと十分でない
という点があつたかと思ひます。私どもといたし
ましては、これは予算編成のときの問題でござい
ますので、この法律が通りまして、四十六年度以
降の問題のときにはあらためて十分検討いたしま
して、必要な額を確保したいと思つております。

○瀬野委員 局長の答弁で四十六年度予算には、
もちろん少ないので必要な額の確保を考えたい
いうことでございまして、ぜひともそのように
していただきたいと思ふので、農協のほうでは
このようにならずに相当手持ち資金の持ち出しと
いうことになりまして、今後事業を遂行していく
上に支障があるわけでございますので、ぜひその
ような配慮をお願いしたい、かように思ひます。

次に、離農給付金の額についてお尋ねをいたし
たいのでございまして、御承知のように五十五歳以
上で経営規模というものが五十万アル以上のもの
は三十五万円、その他の年金非加入者は十五万円
というところでございまして、このように予算的に処
理されておりますけれども、これは何を基準にそ
れぞれの額を決定されたのか、この際明らかにし
ておきたいと思ひますので、その算出の基礎につ
いて御答弁をお願いしたいのであります。

○池田政府委員 三十五万円と十五万円と二種類
の離農給付金の額があるわけでございますが、三
十五万円の場合には五十五歳以上で都府県の場合
○・五ヘクタール以上の方に一応三十五万円に予
定いたしております、その他が十五万円にござ
います。その三十五万円の積算をいたしましたの
は非常にはつきりした一つの厳格な基準があるわけ
では必ずしもございません。いろいろな点を考慮

したわけでございますが、一つは年金に入つてい
る方の場合は、たとへば最短拠出者ということに
なりますと五年拠出の方でございまして、五年拠
出の人が年金に入つておる場合にどういふ額の
保険料の拠出をし、そしてどういふ年金を受ける
か、こういう計算を一つして見たわけでございます
し。そういう計算をいたしてみまして、それに対
しまして国が助成をいたしておりますので、その
場合の国の助成額といふものを一応参考にした
まして、それとのバランスといふことを考へたわ
けでございます。要するに、五十五歳以上の方は
初めから年金に入れないわけでございますから、
五十五歳の方で五年くらい入るといふ人に国がど
のくらいお手伝いをしていくかといふことを考へ
まして、それとのバランスで、ほぼそれに見合う
ようなものを考へたといふのが一つでございます。

それから十五万円の場合におきましては、これ
は先ほども申し上げましたように、比較的零細な
規模の方でございまして、あるいはまた比較的年
齢の若い方々、こういうことになりまして、や
や考へ方を違へまして、そういう人たちがかりに
離農をいたしました場合に、従来持つておりました
農業用の資産の処分をいたさなければならぬわ
けでございますけれども、その資産を処分をいた
す場合にはなかなか本来の評価どおりに処分が
できない、安くしか売れない、こういうことがあ
りますので、そのためになかなか離農がはかどら
ないといふことになりまして、これは非常に困るわ
けでございますから、そういう処分をいたしまし
た場合にどのくらいの損失があるだろうかといふ
ようなことをいろいろ試算をいたしてみまして、
大体そういうような額を一つ参考にしたとい
うことが、それからまた、かりに年金に入つてい
る方が十年なり何なりいたしまして脱退をいたし
ました場合に、どのくらいの脱退一時金を受ける
かといふようなこともあわせて考へてみまして、
まあそういうところから大体十五万円という額を
一応きめた、こういうようなことでございまして。

○瀬野委員 ただいまの局長の説明で一応わかり
ましたが、この離農給付金については、もちろん
将来物価の値上がりまたは情勢の変化によつては
この額を当然変へるべきである、こう思ふのです
が、その点についてのお考えはどうでございま
すか、お伺いしたいのであります。

○池田政府委員 これは政令等で定めるわけでご
ざいまして、いま申し上げましたような経過とい
いますか、考へ方が基礎になつておりますので、
それが経済事情の変化によりましていかにも実態
に合わないという事態が生じていきますならば、
これはまた検討をしなければならぬというふう
に考へております。ただこの離農給付金の支給は
十年間という予定でございまして、その期間の
中の問題といふことになるわけでございます。

○瀬野委員 次に、離農給付金についてさらにお
尋ねをいたしますが、売り渡しの相手というもの
が農業者年金基金や農地保有合理化法人または基
金が特に認められたり渡した者に限る、このよ
うに法に規定されておるのであります。逆にこ
れらが認めないという場合はどうなるかを想定さ
れておられるかといふことをお尋ねしたいわけ
であります。すなわち、基金が特に認められたり渡
した者に限る、こういうことでございまして
で、逆な場合からいいますと、認めないという場
合はどんなことがあり得るのか、この点御見解を
承つておきたいのであります。

○池田政府委員 これは附則の十一條に規定があ
るわけでございますが、条文の書き方が非常にわ
かりにくい表現になつておりましたのはたゞ恐縮
なのでございまして、結論的に申し上げますと、
これは政令で定める事項もございまして、私ども
がいま考へております政令の見込みとあわせて
御説明申し上げます、一応対象になりませんの
は、一つは後継者に譲り渡したものでございま
す。これは午前中の御質問でもさうい
うことがあつたと思ひますが、後継者は一応対象
外になるわけでございます。それから年金の加入
者、それから基金とか農地保有合理化法人とかそ
ういふものに農地等を譲り渡した場合はもち
ろんでございましてけれども、一般の農家の場合に

おきましては、年金加入者に限る、こういう考えでございます。でございますから、たとえば年金に入っていない、極端な場合申しますと、かりに七十歳の経営者の農家、それに譲り渡したような場合には、離農給付金の給付が受けられない、こういうことになるわけでございます。それから附則の十一條に書いてございまして、一定面積以上の譲渡をしなければならぬというところでございまして、これは政令で定める予定でございますが、都府県の場合は大体三十アール以上というところを考へております。さらに所有権の移転をしなければならぬというところでございまして、これは政令で定めることになるわけでございますが、所有権の移転に限る、こういうことでございまして、それ以外のものは一応対象にならない、こういうことになるわけでございます。

○瀬野委員 基金としては、離農者給付金の支給期間といふものを業務開始の日から十年以内というところで先ほど御答弁がございました。十年以内限定を設ける。その十年以内に限定を設けるという根拠は、いかなる理由によつてなされたものか、念のため伺ひをしておきたいと思ひます。

○池田政府委員 年金に加入している方は、最高五十五歳の方は、五年後に経営移転がございましたときに年金の支給が始まるわけでございます。でございますから、五年間は全然年金の支給が行なわれないということになるわけですが、私どももいたしましては、今後離農の意思がある方は、その御援助をする、こういう考え方でおりますので、今後農業構造の改善をしていただきます場合に、それは全く五年後のことであるというところは、いかにも先の話になるわけでございます。むしろ今後十年ぐらいが、そういう離農なりあるいは後継者に対する移転というようにことが相当出てくる可能性がある時期でございますし、また今後の十年間ぐらいは日本の農業の変化がかなり激しい時期というふうに想定されますので、その時期には——やはり年金では、五年後しか動きませんので、その前にやる必要がある。あまりこれは長い時間を

予定いたしておきますと、やはり促進効果ということが十分ないということにもなりますので、一応十年間に限つた、こういうことでございまして、

○瀬野委員 十年間ということでございますが、一応わかりました。そこでその間にございまして、給付金の該当者の総数といふものは、どの程度見込んでおられるわけでございますか、お伺ひします。

○池田政府委員 これはどの程度出てくるか、実は非常に想定がしにくいのでございまして、私どもも、予算の編成をする必要がございまして、当初の年度におきましては、これは三カ月分の予算でございまして、全部合わせまして四千七百八人程度ということをおぼえておられるわけでございます。三カ月分のものでございまして、から、平年度になれば、それが大体四倍くらいということになるわけでございます。ただ、そういう制度があるということが、一般にかなり徹底をいたしてきまして、そうして、そういうものがあるならば、この際離農をしようというふうなことが出てまいりますならば、それを上回るというふうなこともございまして、そういう事態になることも、私どもも考へておられるわけでございますけれども、十年間でどれだけの数になるかということとは、実は率直なところ、非常に判定をしないわけでございます。目下考へている程度では、結局四千七百八人の年間ということになりますと、二万人弱になりますけれども、それが十年間ということになれば、単純に計算すれば二十万人弱ということになります。そのとおりになるかどうかは、今後の推移を見てみなければよくわからない、こういうのが実態でございます。

○瀬野委員 それでは、最後に政務次官に一点お伺ひいたしますが、この離農者の給付金にかかわる所得についてでございますけれども、課税上の優遇措置といふものを当然講じてしかるべきじゃないか、かように思ふわけですが、この点について、法制的に措置をされる方針であるかどうか、お伺ひをいたしたいと思ふのです。

○渡辺政府委員 離農給付金の所得税の取り扱い

でございますが、これは当面一時所得として取り扱うより大蔵省と話をしておるところでございます。

○瀬野委員 時間の関係もございまして、大臣に対する質問を保留しまして、私の質問を以上で終わらしていただきます。

○草野委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 私は、昨日から審議の始まつております農業年金基金法案につきまして、若干の御質問を申し上げ、この制度の問題点を指摘いたしたいと思ひますが、きょうは大臣もお見えになつておりませんので、大臣に関する質問事項は、あとへ保留させていただきますと思ひますので、委員長長のほうでよろしくお取り計らいをいただきますと思ひます。

まず、最初にお伺ひをいたしたいのは、この年金制度は、さかのぼりますと、昭和三十三年の第二十八回国会におきまして、農林漁業団体役員年金法が成立をいたしました際に、衆参両院の農林委員会におきまして、主人公である農民の年金制度が、社会保障制度が不確定の中で、使われている役員がでるということについて強い御意見があつて、その附帯決議の前文としてこの設置が掲げられたのが初めだ、こういうふうに記憶をいたしております。

その翌年、国民年金法ができました。若干この問題の糸口が出たわけですが、内容はきつめて不十分だ、その後、農業基本法の制定を通じて農政が非常に移り変わつてきた、これらを受けて、よく言われます昭和四十二年の一月総選挙における佐藤総理の「農民にも恩給を」というキャッチフレーズで、全国の農民に対して、あたかもすでに消滅をいたしております恩給が農民に与えられるというふうな印象が出てきて、一躍脚光を浴びてきたという経過があるわけですが、これらの経過を受けて、御承知のように、農林省におきましては、農民年金問題研究会が設置をせられ、厚生省におきましては、国民年金審議会の中に専門部会が設置をされまして、数年にわたる審議の経過があるはずであります。これらの審議

の過程の中で一体どういふ問題が、特にこの年金制度をつくり上げていく上に問題になり、議論がなされてきたのか、その点を私どもまだよく承知をしていないわけなんです。何が議論の焦点であつたのかという点につきまして、まず農林省、それから厚生省のほうから、それぞれお答えをいただきたいと思います。

○池田政府委員 いま御指摘がございましたように、農民年金問題研究会あるいは国民年金審議会その他いろいろな機関におきまして、ずいぶん長い間議論が行なわれたわけでございます。そういう議論の詳細につきましては、ここで御説明申し上げるのは、なかなかむずかしいわけでございますが、かいつまんで申し上げますと、私どもの理解では、農民年金問題研究会、これは農林省が農業の専門家その他の方にいろいろお願ひしまして御意見を伺つたわけでございますが、その大体の問題点、論点あるいは結論といったようなものを申し上げますと、一つは、農業者の公的な老後保障といふものの実態が一体どうなっているのかというところからございまして、それは国民年金制度によつて大体カバーされているわけでございますけれども、どうもやはり一般労働者に比べますと、内容としてやや十分でない点があるのではないだろうか、こういう点についての議論が行なれて、大体の空気といたしましては、そういうふうな認識であつたようでございまして、

それから農業者の場合は、御存じのように日本の家族制度、家といふようなものが特に農村の場合にはかなり強く残つておりまして、その中で、家の中での老後保障といふことが生活の保障といふような機能があるわけでございますけれども、そういうことのために経営移転がどうもおくれているという面が最近においては、わが国に於けるのではないだろうか。そしてそういうことによりまして、農地の流動化による規模の拡大とかあるいは老齢経営主による非能率な経営がかなり残る、こういう事態があまり改善をされないでいる。これは結局家による生活の保障といふことが老後保障

といひますか、そういうものにならぬの面がたよつてゐるという点に原因があるのではないだらうか、こういうようなことで、農村社会学関係の先生方なんかの御意見も大体そういうことであつたやうでございます。

それからそういう場合に、公的な老後保障を充実していくという必要性につきましても、大体皆さんの御意見は一致してゐるわけでございますけれども、どういふようなことか、やつていくのがいいのかということになります、これはまあいろいろ問題があるわけでございますが、その場合の考え方としていろいろヨーロッパ等の事例がございします。離農年金でありますとかあるいは経営移譲年金あるいは一般の老後保障年金、こういうような、いろいろなタイプを分けると三つあるわけでございますけれども、その結論をいたしましては、当面経営移譲年金というものに重点を置いて、もちろんその経営移譲年金というものは、第三者に対して土地を譲り渡しまして離農をする場合を含む、こういうことでございしますが、そういう経営移譲年金というものを中心にして考えていくのが、いまの日本の農村社会の現実に一番合ふのではないかと、いひますのは、いまの農業経済の実態というものは、日本の場合は、いわゆる分化が非常におくれているということがございまして、どういふ経営がどういふ形になつていくのか、まだ見通しが十分つかない。ヨーロッパ等の場合でございますと、こういう経営は大体将来離農していくとか、こういう経営は将来も残るとかいうようなことが、わりあいに仕分けがついてゐるわけでございますけれども、日本の場合はそれが非常ににつけにくい。こういう実態なんでは、いろいろな事態に対応できるような年金の仕組みがよいのではないかと、こういう御意見が非常に強くあつたわけでございます。

大体そういうことであるわけでございますが、他の国民年金等との関係をどうしていくとかあるいはそういう問題につきましても、むしろこれはあとの国民年金審議会のほうが主たる議論の場でございますので、そういう点についてはあまり詰めたわけではございませんが、やはり国民年金から分離独立をするという形はあまり適切でないのではないかと、こういうような御意見のようでございます。

それからなおこの年金だけではなしに、他の農業施策との関連も十分考へて、場合によれば並行的に必要な措置を講じていくということが必要ではないかと、大体こういうような御意見が中心でございまして、なお国民年金のほうで年金のサイードからのいろいろな検討をしていただく、こういうことで、一応研究会としては任務が終わつた、こういうことであつたわけでございます。

国民年金審議会あるいは社会保障制度審議会等のことは厚生省のほうから……

○橋本(龍)政府委員 国民年金審議会において議論された問題点を大体整理してみますと、一つは農政上の要請と年金制度をどう結びつけるかという点であります。同時にこれにはうらはらに、国民年金制度と農業者年金制度というものとどう関係づけるかということもございします。また農業者のみに特別な制度をつくる必要性の有無、この点も一つの問題点でありました。また加入対象者をどうするか、またその対象者を当然加入とするのかどうか、こうした点も議論の一つの大きな対象であります。また給付水準としての程度のもの、これを水準とするか、これが国民年金審議会における議論の主要な点でありました。

また社会保障制度審議会において議論されたおもだった点というものは、一つはこの農業者年金制度というものをどうするか、一つは従来の年金の体系をくずすことではないかどうかということが、一つの大きな問題点でありましたし、同時に農業政策を推進していく上でこの年金制度がどのような効果を持つのか、こうした点が議論の主たる問題点であります。

○田中(恒)委員 私はこの経過についてはさらに詳しく、別途参考人等をお招きの中で御要望いたしたい点がたくさんあるわけですが、端的にお聞

きをお願いしたいのは、この過程の中で、社会保障、社会保険の体系の問題とからんで、農林省の考えと厚生省の考えとで必ずしも見解が一致をしない面が幾つかあつた、こういう話を聞いたわけですが、そういう点、それはこういう問題でありますという点もございしましたらお知らせをいただきたいと思います。

○橋本(龍)政府委員 議論の途中ではむろんいろいろ意見の食い違いというものも出たことは事実であります、最終的には何ら両省に食い違いはございしません。

○田中(恒)委員 この年金基金法案に對しまして、社会保障制度審議会は三月二日農林大臣と厚生大臣に對して、「たとえ国の農業政策的要請があるとしても社会保障制度としての年金制度のあり方になお疑念が残る点がある。とくに国庫負担その他の点において他の年金制度に及ぼす影響も大きいと思はれるので、その運用にあたつてはとくに慎重を期せられたい。」という回答をしてお

けておるか、この回答を厚生省はどのように受けておるか、この回答に対してどういふ理解と今後のお考えを持つておられるのか、お尋ねをした

○橋本(龍)政府委員 もう申し上げるまでもなく、先生よく御承知のとおり、農業者年金制度というものは、農業者の老後生活保障というもので、これを一つの大きな主眼点とすると同時に、現在のわが国の農業の直面しておる経営の近代化あるいは農地保有の合理化といった大きな総合農政の中の一環の、一つの大きな役割りをなすものであることはすでに御承知のとおりでありますし、そうした点から私どもは、この一般制度である国民年金制度というものの上にいわば上積みをした形で運用されていく農業者年金というものは、わが国の今日まで取り続けてまいりました社会保障制度、ことにその中心である年金制度のたてまえを一切くずすものではないという判定をいたしてまいりましたし、また今後そのように運用してまいりつもりであります。

○田中(恒)委員 政府が出されました年金基金法案につきましても、実はたくさん問題を持つておりますし、これから私どもの各委員がそれらの問題点を洗い出したいと思つておりますが、いろいろ問題はあつたと思ひますが、ねらつておるところは、私どもも実は、基本的に農民に對してこういう社会保障、社会保険的なものを今後さらに積み上げていかなければいけないという点については一致しておるわけですが、ただ政府が出された法案をずっと見ておりますと、いま農林省のほうからお話がありました、経営移譲というものを相当この年金の仕組みの中の骨組みにしておる。その面から実はいろいろな矛盾がたふさん出てきておると思ひます。その点は、今後のその他の年金制度の運営の比較とからんで、私はいろいろ問題を出してこようと思ひますが、これはも、本来年金というものは、長い間掛け金をかけていけばだんだん受給額が増えていくというものがあたりまえであつて、常識だと思ひます。この年金は逆であつて、掛け金が少なくて短いほうが給付額、年金額がだんだん大きくなってきておる、こういうたてまえがとられておるその原因は、やはりこの経営移譲というものを中心にして組み立てられておる。それは明らかに政策年金である。こういうところに一番大きな問題があると思ひます。昨日も私のところの長谷部委員のほうから、いろいろな問題の指摘があつたので、私はこの問題と関連して、なお問題をほつて深めていきたいと思つておるわけですが、この法律の目的というものが幾つかあるわけですね。農民の老後を保障するんだといつておるし、経営移譲をやらずんだといつておるし、農地の売買をやつていくんだ、こういうさまざまな目的が組み合わされた年金の内容というものは、実はこれはたいへんむずかしいと思ひます。そういう点から、きのうも指摘をされたような掛け金等の問題が出てきておると思ひますが、この点につきましても、あとで具体的に数字等通して御質問いたしたいと思つておるわけですが、まあこれは厚生省

ですけれども、一体、こういう政策的な目標を持てた、しかも、年金の原則というか、たてまえとは違つたような立場で、この年金の財政というものやいろいろな仕組みを組み立てねばいけぬものが入ってくるという年金制度が、本来の年金の原則とよくいわれる安全性とか、健全性とか、有利性とか、福祉性とかいう、こういったようなものとはほんとうにマッチするかどうか、この点をひとつ、非常に一般論になりますけれども、お尋ねしておきたいと思ひます。

○橋本(龍)政府委員 実は、昨日も、同じ問題で非常に議論が行き違つた面がありましたけれども、これは一つの例をもつてお聞き願ひたいと思ふのであります。

実は、昨日、やはり長谷部委員からも、経営移譲というものと老後の生活保障というものを非常に切離して御議論になり、それに対して私どもは、考後保障というものを目的にした年金のその受給開始資格を経営移譲というもので定めておるんだという意味の御答弁を申し上げました。その点はどうしてか実は、昨日、御納得がいただけなかつたわけでありましたけれども、ただいま再度、同じ趣旨の御質問がありますので、一般の被用者年金保険をお考えただいて御理解が願へるのではないかと申すのであります。被用者年金の場合には、いわゆる退職という、生活の手段の喪失というものがこの給付開始の要件になっております。いわば、長い自分の人生の中で、農業という一つの仕事の中で生活を維持してこられた方、経営を移譲するということは、被用者年金の例でとるなら、ちょうど退職ということと実は同じなわけでありまして、こういう御説明を申し上げれば、私どもの考え方の基本は御理解が願へるのではないかと思ひますが、私どもはあくまでも、この年金制度というものは、農業者の老後保障という一つの大きな目的を掲げた年金制度の発足であり、その支給開始要件として経営移譲というものを持てておる、この年金制度を理解いたしております。そして、その意味で、この積み立て

られた掛け金というものが運用をされる場合に、当然、有利に安全にこれが活用されなければならぬわけでありまして、その有利かつ安全ということと同時に、この農業者年金に掛け金を支払つておられる被保険者の方々の福祉にもつながらるものにこれが利用されなければなりません。いわば、離農給付金というような作業、あるいは農地の売買、あるいは融資といったようなもの、これはやはり広い意味で、すべての農業者にとつて一つの大きな福利厚生に役割りを果たすものであります。当然、安全にかつ有利に運営されなければならぬという前提条件は、私どもは、この法案において欠いておるつもりもございませんし、その意味では、本来の年金制度のたてまえに何ら違反をするものではないと私どもは考えております。

○田中(恒)委員 厚生事務次官は、こういう問題については専門家でありますが、私の理解のほうに浅いものかもしれません。私は、この経営移譲というものを保険業務の事故として認めることが理論的に正しいかどうか、そういう疑問を持ておるのです。保険事故というものは、やはり自然事件でどうにも避けられない死亡であるとか災害であるとか障害であるとか、こういうものが本来の保険業務の事故として認定をされておるものだと理解しておるわけですよ。この経営移譲というものが、こういう保険年金の事故として組み立てられるというところに、本来、年金制度そのものとして私は疑問がある、こういう理解をしておるわけですが、この点私のほうはやはり理解足りぬのですかね、どうですか。

○橋本(龍)政府委員 私は、決して専門家じゃありませんので、私自身がとんちんかんなことを申し上げておるのかもしれない。ただ、いま例で申し上げた被用者年金の場合でもそうでありまして、おおよそその農業者であるといふことにかかわらず、老後の生活安定のみを目標にするものであれば、従来から国民年金という制度が実施されておる、それで、新しい制度をいってそのためにそれ以外に必要というものはないわけでありまして、しかし、農業というものが置かれてい

る特殊な立場、また、農業に従事しておられる方々の特殊な立場、わが国の現在の農政の非常に重大な段階に差しかかつておる点、こうしたものを考えていくときに、農業従事者の方々に對して何らかの年金制度をつくり上げていく必要があるという認定のもとに、現在の国民年金の体系をくずさないようにこの年金制度は組み立てたわけでありまして、その場合に、一つの経営移譲という要件をただ支給開始要件としてつたことについて、私どもは間違ひではないという考え方を持ておる。昨日から繰り返し申し上げておるとおりの中身でございまして、むしろすなおに御了解を願ひたいと思ひます。

○田中(恒)委員 私は、政策のねらいはわかるのですけれども、それをこの年金制度の中で、国民年金の中に組み合わせて進めていくというところに無理が出てくるというところを指摘しておるわけですよ。むしろこれはヨーロッパ等で——この議論はヨーロッパ等は、構造改善、離農問題が議論される中で、やはり別個に離農年金とか、経営移譲年金——これは日本の場合は、経営移譲の中に離農を含む、こういう要素が入つておるわけですね。そういうものは別個にやっていく。しかも、それは本来は政策年金でありますから、相当大がかりな、国が財政資金を出してやるというのがたてまえだと思ふのです。ところが、いまの政府は、金が出しにくいからその面をサボっちゃつて、そうして国民年金にひつつけて、非常に複雑怪奇な、しかも、非常に矛盾に満ちた設計をせられておる。そのところが私は問題だと思ふし、退職と経営移譲と同じように見ようと言われまして、私は、この退職と経営移譲というのは違ふといふのであります。この経営移譲というのは、これはいろいろあとから問題になって議論されると思ひますけれども、やはり退職の場合は、五十五歳とか六十歳とかでびしゃつとやめなければならぬというところになるわけですよ。経営移譲というのは、それは離農という場合もありましようけれども、やはり家族経営ですから、おやじがやめたつて、やはりおやじも何かやっておるわけなんです

よ。絶対条件にはなっていないと思ふのです。この年金の中でも、絶対的に経営移譲というものが本人の意思にかかわりなくいつの時点でこれは切れるんだというもののじゃないと思ふのです。そういうものをやはりこの年金の事故として含んでおる、こういう点に実は私は問題があると、こういうふうにして思つておるわけです。これ、どうですか。

○橋本(龍)政府委員 この点はどうも何回申し上げても同じことになるかもしれませんが、私どもは老後の生活安定というものをただとらえて言うならば、現在国民年金という制度がある。それに新しい農業者年金という制度を取り入れていく上において、経営移譲というものを一つの要件にとつたのであつて、むしろそれを切り離してお考えをいただくことに無理があるんじゃないかと感じました。それと同時に、政府が金を出したくない一心で、こういうものををつくつたんじゃないかというお話でありますけれども、現在国民年金の場合には定額部分は三分の一、また今年新たに提案をいたしております国民年金法の改正案に盛り込まれておる所得比例部分には四分の一の国庫負担をいたしておりますが、この農業者年金制度におきましては、国は四二・二一%の費用負担をいたしております。その数字から見ましても、農業者年金というもののに対し政府が入れている力の程度は、御理解を願へると思ひます。

○田中(恒)委員 やはりいまの議論はなかなかすれ違つて合わないでしうけれども、実際の問題としては、この前の委員会でも長谷部委員が指摘をいたしましたように、このすれ違ひがいわゆる経営移譲をしなかつた人とそれから経営移譲をした人との間にきわめて不均衡な結果を生み出してきておると思ふんです。これは数字等をこの間いろいろ議論になりましたけれども、私の計算ではたしか七百五十円を二十年間かけて、五分五厘の複利計算をして、今日の保険の現価計算ではじいて出

していきますと、四千二十六円というものを二十年後には六十五歳以上の方には出さなさいけない。これは自分が積み立てておった七百五十円の積み立て分が、利息がついて四千二十六円は毎月返つてこないでいい。それが三千六百円しか返つてこないでいい。だから、四百二十六円は掛け捨てになるわけですね。経営移譲しなかった人は、これを一年間に直しますと幾らになりますか。おそらく一年に五千円くらいになるんですよ。それは、この間の議論では経営移譲の分に入ったり、死亡一時金の中に入っているんだという体系論でございまして、そういう仕組みの農家の立場からいいますと、そういう仕組みの問題じゃなくて、自分が幾ら掛けて、幾らもらえるか、しかも今日まで一貫して農民の頭の中に印象として植えつけられているのは、恩給だという考えでしょう。何か出さなくても、国が農民に対する苦勞に報いるという事で、何か老後の保障を見てくれるんだ、こういう感じが非常に強いわけなんですけれども、これが実際に入ってまいりましたと、経営移譲をやればそうならないじゃないかといいますが、経営移譲をやるとかやらないかという事の判断は農民がするんだ。五十五歳から六十歳という五年間に区切られているわけですから、その期間に全部が全部やるといふわけにはいかない。相当な人が残ると思うのです。そういう人々が掛け捨てになる仕組みになっているのです。それはいまあなたが指摘されたように、経営移譲というものを中心として仕組まれておる。そこから経営移譲の中にそれが組み込まれていくわけですね。こういう問題がやはりこの年金の一番大きな穴だと思ふんですよ。だから、金を十分出して、補助も思い切つて出しておるんだと言われるなら、こういう問題を修正していく、こういうお考えあります。

○橋本(龍)政府委員 実際にこの制度を運用してみまさんと、はたして先生のおっしゃる通りに経営移譲なさる方がほとんどないか、あるいは経営移譲される方がはるかに多いか、その辺はわかりませんが、これはあくまでも仮定の問題でありまして、最初に申し上げておきたいことは、少なくともこの年金に関する限り、掛け金をお掛け願つた方に掛け損になるような事態だけは、私どもが起きさせないでございまして、これは経営移譲だけの問題ではありませんが、たとえば現在国民年金の場合に脱退一時金はございません。しかしこれは、昨日もお答えを申し上げましたように、脱退一時金であれ、死亡一時金であれ、掛け損、掛け捨てにはならない。少なくともそれにプラスアルファの見込めるような状態をつくり出していくという事を申し上げてみました。そうして従来の、ほかの年金制度にない幾つかのこうした点がこの中には加えられております。そうしますと、その中で運用されていく限りにおいては、いま一部分だけをとりあげて御議論になれば、これはいかぬという部分も私は絶対にないとは思ひます。しかしこれは実際に制度が運用され、これに加入をしていただいた方々が実際にどういう選択を示されるかによつて大きく変わることであります。一概に申し上げるわけにはまいらぬことでありますけれども、少なくともできる限りの手厚いプラスアルファというものは、私どもは考えてまいりたいと思つておる。掛け損には絶対にさせないという事を申し上げておくと同時に、将来、いま先生の御指摘になるような状態がはつきり出てきた場合においては、あらためて考え直す部分が当然あり得ると思ひますが、今日の時点でそれをどうこうするという事は申し上げかねます。

○田中(恒)委員 私、そのところがよくわからないのですが、私がいま指摘しておるの、七百五十円二十年かけたら、五分五厘の金利で計算していったら、だれが計算しても四千二十六円が出る。ところが年金は三千六百円しかくれないことになる。そうすると、四百二十六円は損損じゃないかと言っているのです。これは私は間違ひないと思ふのです。私は、全体的な制度の機構の中から、国全体の立場で、それは一時金をもらう人もおきましようし、遺族年金をもらう人もおきましよう。だから全体論として見た場合は、国がある程度補助を出しておるのですから、決してマイナスにならないという事はわかります。けれども、個々の農家の人を見た場合には、相当数の人が、もし経営移譲をしなかった場合には、数字として掛け捨てになるという結果が出ておるのだ。そうすると、経営移譲を積極的にやらすように指導しなければいけないという事です。これも法律で経営移譲を絶対しなければいけないんだという事を書いてないわけですからね。だから、経営移譲をするかしないかは本人の選択にかかるといふ事です。その場合に、もしいろいろな事情で経営移譲しなかった場合、これは掛け捨てになるじゃないかという事は、将来の問題でなくて現実の問題ですよ。この問題に対して、いや、ならないのだ、あなたが言うようにそういう人は掛け捨てにはならない、そういう理由がありましたら、重ねてひとつお知らせいただきたいのです。

○橋本(龍)政府委員 もし先生非常に一部と申し上げるとおしかりを受けるかもしれませんが、私どもはあくまでも制度全体をながめて、制度全体で均衡を失しないように考えてきております。いま御指摘のようなケースにおきまして、なるほど五分五厘という金利はつかないかもしれない。しかしそれでも、正確な数字は私忘れましたが、四分何厘でしたかのプラスはその場合にもあつたはずであります。決して掛け金を払つていただいた方々に対して掛け損、掛け捨てという状態は起きないという事を、あらためて申し上げます。

○田中(恒)委員 そりういたしますと、おそらく全体としては言われるとおりだと思ふのです。しかし、個人個人では――私も七百五十円出したのだから七百五十円分の金を言っているのじゃないのです。金利分を言っているのです。あなたのところで出している金利は四分九厘ですね。しかし、五分五厘というのは、二十年かけるのですから、どこの銀行に持っていって五分五厘以下というところはないですよ。だから七百五十円かけた分は損をさせないんだと言われると、それはそれでいいけれども、そういう理屈はなかなか通りません。しかもこれほど物価が上がつつておる時代ですから、金の値打ちがどんどん下がつておるので、二十年先の実質的な貨幣価値はもと下がるでしよう。そういう中でこれを出されておる計算なので、私はこういうことがはつきりしたら、どう考えてもこの問題だけは直していかないと、これは筋が立たぬと思ふのです。これこそ国会の権威にかけて、こういう問題をどう直していくかというふうに処理しなければいけないんじゃないですか。

○橋本(龍)政府委員 どうもおしかりを受けて恐縮ですが、経営移譲というものを一つの要件として定めておる以上は、少なくともその経営移譲をなさる方、なさらない方御本人の意思でその道を選択されるわけでありまして、先生御指摘のとおり、なるほど経営移譲をなさりたくないと言われる方の場合に、金利をそのままに比較した場合、経営移譲をされた方に比して御損がいくという数字は、その限りにおいては真実であります。が、制度としてそれが明示されておるものを、そのいづれを選ばれるかは加入者御本人の意思で選ばれることであります。あくまでも私どもはこの年金制度全体の中でこの問題は考えてまいりつております。

○田中(恒)委員 それは自由主義だから自由で、自分で選択して、いいほうをとればよいという事でしよけれども、ただ、その前提があるのです。これは強制加入ですよ。この法律が通つたら、好きな者もきらいな者もいやな者も、全部無理に入れたまふのです。強制加入で全部入れておつて、そしてそのあとで抜け出すこともできないわけですから、そういう中でやはりこちらのほうが有利だからこちらをとれといつて、個別的にはいろいろ問題のある人々が、こういう状態

になっていく。それから経営移譲というのとは実際問題としていろいろむずかしい問題が出てくると思うのですよ。いまの日本の農業の実態からいいますと。しかも経営移譲というのはこの年金の骨組みになっておるわけですから、そのところが問題のある法案というのには、私はちょっと納得がいかぬのですがね。

○橋本(龍)政府委員 なるほど当然加入という形をとっておりますが、そのかわりに自由に脱退をされる方もありでありまして、脱退一時金というものをこの制度の中には取り込んで、その方々も御自分の意思でこれを脱退される道もあるわけでありまして。

○田中(恒)委員 自由に脱退することはできますか。

○橋本(龍)政府委員 それは御自分の選ばれた農業という仕事をおやめになる方々、それは自由に抜けていただいてけっこうであります。

○田中(恒)委員 農業をやめたら年金をやめることははっきりしておりますよ。それはちょっと議論です。自由にやめるというのは、強制加入で入っておって、農業をやっておってそれでいろいろ自分の意にそぐわない場合はこの基金から脱退することができるといふことなわけでありまして、これも、農業をやめる道が開かれておるといふのは、これはこの法律には関係なく農民が自主的に判断することなので、そういうことはちょっと私、納得いかぬのですがね。

○橋本(龍)政府委員 実は、たぶんそういうおしかりを受けるだろうと思つて、いまあえて礼を失したことを使つたのでありますけれども、それと同じように、経営移譲の道を選ばれるかあるいは御自分で選んで六十五歳以降なお農業をお続けになるか、これも御本人の意思でお選びいただくことであります。制度として、私もその場合においても御本人に対して五分五厘という金利はなるほど割りますが、これは制度全体の中で私は現状やむを得ないことだと考えておりますけれども、マイナスにはならないような処遇はし

ておるといふことを再度申し上げたかったのであります。

○田中(恒)委員 厚生省はなかなかきびしいのですが、農林省、渡辺政務次官どうですか。この問題点を農林省としてはどういふふうに理解して、どういふふうにかつこれを切り抜けるようにするかと。

○渡辺政府委員 これは厚生省と農林省よく相談をしてやつたことでありますから、私も厚生政務次官の言つたとおりでございます。

○田中(恒)委員 私はこの問題につきましては、なおその他の委員の方からも御指摘がたくさんあると思ひますが、ぜひ本委員会の良識が、こういう問題をどう処理していくかという形について、皆さんのほうでまた御協議をいただきたいと思ひます。

なお、新法ですけれどもいろいろこまかい点をお尋ねをいたしますが、厚生省政務次官、お疲れでしたらひとつ、係の人が来ておられるので、お休みになつてけっこうです。

総保険料、これがこの間の長谷部委員に対するお答えでは、千二百九十八円、こういう御答弁になつておたつたわけですが、このうち経営移譲年金が六百八十円、老齢年金、いま問題にした分が五百二十六円、死亡、脱退一時金九十二円、こういうことで七百五十円の根拠を御説明になりましたが、この千二百九十八円というものは、保険の数理計算の算定要素というものが幾つかあると思うのですが、きのうの委員会、きよりの委員会でも明らかにされておるのは、対象者を二百万人に見ておるといふことですね。そのほかいろいろなものがある、この千二百九十八円という保険数理上の総保険料が出てきた根拠があると思うのですが、これをひとつ、いまわかつておりましたらお知らせいたしたいのです。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。年金の所要経費の計算は、非常に長期にわたる見通しを立てまして計算するわけでございまして、いろいろな要素を使つております。ただいまお話しになりましたように、まずその対象となるものは二百万人と見込んでおりますが、そのほかにまず非常に大きな要素は、年金の支給要件であります。経営移譲率、これをどのように見るかという問題がありまして、一つの要素は経営移譲率でございます。それから第二の要素といたしましては、年金をもらつてから何年生存するか、逆にいえば死亡率でございます。その要素を見込んでおります。それからもう一つは離職する率、これも見込んでおります。それからもう一つは後継者率という要素も計算に入れております。おもな項目につきまして、は、そういう要素を考慮しておるわけでござい

ます。

○田中(恒)委員 それらの数字ですね、その経営移譲率、何%と見ておるのですか。

○廣瀬政府委員 いろいろこまかい数字を用いて計算しておりますので、担当の数理課長から御説明いたします。

○淵脇説明員 いわゆるアクチュアル計算でございまして、ただいま御指摘になりましたところの最も大きな要素は、まず加入者の年齢分布でございますが、これは加入者は、昨日お話し申し上げましたように、またお配りいたしました資料のうちに、二百万人の加入者を見込んでおります。それで最も問題になるのは経営移譲率でございますが、私どもは昨年農業者年金制度がいろいろと論議されますうちに、ちょうど四十四年の五月に、農家世帯二万六千六百世帯を調査いたしました。保険計算の基礎となる資料をいろいろと調査いたしておりました。これは農業者年金基礎調査としてまとまつておりますが、その中で、現状といたしましては六十歳時点における経営移譲率は一四・二%という数字が出てまいりました。ただし、今回は、この年金制度をつくりまして、その年金制度による効果によりまして経営移譲が当然高まるであろうといふことを、農民年金の専門部会の方々に農家専門家の方々に御相談を申し上げまして、われわれの計数をいろいろと修正いたしまして、それが約二五%に上昇するといふふうに見積もつた

次第でございます。したがって、六十歳から六十五歳までに経営移譲の終わる割合といふのは、三〇・二%が三八・九%に上るであらう、このような経営移譲率の計算をいたしております。これは、あくまで実態調査に基づいたものから推計いたしまして、考えられる要素でその変化を適及したものでございまして、農業専門家の意見を十分に参酌いたしております。

それから死亡率につきましては、国民の第十二回の生命表の男子の死亡率を採用いたしております。

それから、先ほどの離職率でございますが、離職していく方については、農林省の農業就業動向調査で男子世帯、主として農業に従事している者の離職率を、二十歳のところから五・四%、四十歳のところから二・〇%、五十歳のところから一・一%といふふうに見積もつております。

なお、この制度につきましては、後継部隊と申しますか、有後継者率、あとに農業を続けていただく方々の数字も必要なのでございまして、これも、農林省によりまして農業者年金制度実態調査によりまして、五十歳から五十四歳まで七五%、五十五歳から五十九歳まで七七%、六十歳から六十四歳まで八四%という後継者率を持つていふといふふうな調査になつております。

なお、後継者と本人との年齢の格差は、平均約二十八歳という形で出しております。

このような数字でいわゆる残存表というものをつくりました。年金計算本来の収支相当の原則によりまして、先ほどの千二百九十八円という必要経費を算定いたしました次第でございます。

○田中(恒)委員 問題は、経営移譲率を一四・二%を二五%に見ておるといふことですが、若干はふえるでしょうが、この二五%というものが実際出てくるかどうかといふところがこの保険財政の大きな問題になつてくると思ひます。これがもっと上がるということになりますと、保険料を上げるのか、国の補助を高めるのかということになるし、こまかいことになると、掛

け金がつと下がるということになるし、また操作のやりくりでは、いまの老齢年金と経営移譲年金との間に食い込んでくると思うのですが、農林省は、いまのこの経営移譲率一四・二％というのを二五％に――厚生省と一緒に相談しておるのだから一緒にしようけれども、もう少しこれがこういう程度になるという何か根拠がありますか。全く推定ですか。

○池田政府委員 これは御指摘のように今後の問題で、一四・二％というのは過去の実績でございますけれども、二五％になるという想定をいたしましたのは一つの推定でございます。

大体的な考え方としては、この制度が実施されました、経営移譲を要件として年金の給付が行なわれるということになれば、ごく大ざっぱな考えでございますが、五年程度経営移譲が早まるのではないかと。これはいろいろな方の御意見を伺ったのでございまして、また、一部調査もいたしましたけれども、大体そういう感じになるのではないかと。そういうようなことから二五％という数字が実は出てきたわけでございまして、まあ、そのとおりになるかならないかは、これはまさに実施をしてみないとわからないわけでございまして、けれども、そう大きな違いはないのではなからうかと考えておるわけでございまして。

○田中(恒)委員 これとからんで、私あとでいろいろ調べたいわけですが、いまの農村の人口の構成というのが、よくいわれるように逆ピラミッドになって、高齢層が非常に大きくなってきておる。若い人が年齢階層的には人数が非常に少なくなってきたおる、こういう状態になっておるわけですね。こういう状態が、将来の年金基金の財政というのに対してたいへん大きな影響を与えてくると思うのですが、こういう点については、どういふふうにお考えになって処理されるようとしておるのか。

○廣瀬政府委員 御指摘のように、農業者年金基金の加入者は将来減少するわけでございまして、当然その減少率を見込んで先ほど申し上げました

数字をはじいておるわけでございまして。

○田中(恒)委員 それでは、なおこれと関連をいたしまして若干お聞きをいたしておきたいと思ひますが、この二百万戸の対象農家、これは昨日も資料をいただいたわけですが、五十アルというところで面積の区切りをつけられておるわけですが、この理由は一体どういふことですか。

○池田政府委員 これは基礎的な考え方といたしましては、将来とも農業経営を営むという可能性を持つておる農家というところを一応拾い上げようという考えですが、それ以下と、間に線を引こうという考えでございますが、その場合に、それをどういふところで線を切るかという問題でございまして、私どもはいろいろな点から検討してみたいわけですが、私どもは一つは、一体どの程度の経営規模のものか。そこにたとえ一人の農業従事者があつたとしても、その程度完全雇用的な形になるか。そういう点から考えてみますと、まず一人が専従する規模といたしましては、都府県の場合常識的に〇・五ヘクタール程度というふうな考へていいのではないかと。それからまた、そういうものをかりに〇・五ヘクタールというふうな想定いたしました場合に、一体そういう農家が日本の農業の中でどういふような地位を占めておるか。ウエートといひますか、たとえは農地面積でございまして、あるいは農業生産額でございまして、あるいは生産額で占めるというところでございまして、まあそこいらで一応仕切りをするのが妥当であらう。ただ、それは、絶対的にそれと線を引くということではなしに、それ以下の経営でございまして、あるいは農業の集約度等によりましてはそれ以上の規模に匹敵する経営もございまして、そういう経営は任意加入ということとで拾い上げよう、こういうような措置をあわせ

て考えながら、そういうところで一応線を引いた、こういうこととございまして。

○田中(恒)委員 いろいろこの点についてお尋ねしたいのですけれども、五反という規模以外で該当する農家は別途に考えるということですが、これはたとえば畜産あたりの場合は、大体家畜一単位で一反歩というふうなことを普通いわれておるわけですが、だから酪農で五頭搾乳牛を持つておればこれは五反規模だ、あるいは和牛も同じだ、鶏百羽で家畜一単位だ、だからこれは五百羽だ、こういうふうな形で畜産物等については計算した上で出されるわけですか。それから農地につきましても、この間の農地法の改正をめぐって議論がありましたように、五反といつても、経営内容によつては十分に農業として成り立つ層も各所にあり得ていくのか。少しくまかく、その他の該当農家に対する考え方ですね。

○池田政府委員 これは農業者年金の本来の目的にも実は関係してくるわけでございまして、そういう経営移譲を促進することによりまして、農業構造の改善をはかつていくこと、こういうねらいがあるわけでございまして、土地をほとんど持つてない農家、そういうものをちよつと対象にするというのには、本来の目的からいって問題がございまして、そういうものは考へておらないわけでございまして。したがつて都府県の場合〇・五ヘクタール以下であつて、しかもまた一定面積以上のもので、それは私どもの政令では実は都府県の場合は〇・三ヘクタールという予定をいたしておるわけでございまして、それ以上であります。

作目の形とかによりまして〇・五ヘクタール以上の規模に該当するような経営を行なつておる方、たとえば野菜作等で相当集約的な経営を行なつておるか、あるいは畜産、養鶏等でも、土地は少なくても生産額としては相当大きな経営を行なつておるというふうなものもあるわけでございまして、そこいらにつきましては、省令で実はきめたいというふうな考へております。したがつて都府

県の場合は〇・五ヘクタールないし〇・三ヘクタールの間でそういう集約度等によりまして省令できめたものが任意加入ができる、こういうことにいたしたいと考へております。

○田中(恒)委員 農地法の場合は地域別に面積制限というのを区分してありますね。こういう考えをこの中に取り上げていくというお考えはございせんか。

○池田政府委員 これはそういう考えはございせん。いろいろこまかく入つていきますれば、そういういろいろな問題がございまして、私どもは、先ほど申し上げましたような基準であれすれば、将来とも農業経営に精度をすることがいふのは大体拾い上げられるのではないかと。うふに一応考へておるわけでございまして。

なお北海道の場合はやいろいろ問題がございまして、目下検討中でございまして、これは原則として二ヘクタール、それから先ほど申し上げました都府県の〇・三ヘクタールに相当するものは原則として一ヘクタールというふうな考へておられますけれども、これは原則としてございまして、いろいろその地域によりましてかなり農業経営の実態が違つておるわけでございまして、そういう点も考へまして、実態に合うような措置をしたというところで現在検討をいたしておりますが、都府県の場合は全部一律、こういう考へでございまして。

○田中(恒)委員 私は、こういうふうな一律に〇・五ヘクタールというふうな区切られるところに、この年金法が意図しておる離農年金というふうなにいわれる側面が一つある。さらにいま一つは、おそらく年金財政というか、年金の仕組みの上で国から出てくる金と掛け金を組み合わせて計算したら、いま局長が言われた事項等も加わつてこの線を引かれたのでしよ、〇・五ヘクタールといつたつて、たとえば西日本と東日本では耕地の利用率は全然違つておるわけですね。だから私どものところではよくいわれますけれども、私

町歩だ、大体倍、こういうふうに見て農家の経済力その他においては大体イコールになるのじゃないか、大ざっぱでいいけれども、こういうふうによくいわれてきたわけですね。だから農地法の場合には地域ごとに区分がされてきておるわけですが、今度の場合にいたしましても、必ずしも五反歩あるいは場合によれば〇・三ヘクタールということですね、それは、そういうふうな区切られるのではなくて、やはり地域別、実態に基づいてやっていく。北海道の場合おそろく二町歩以下の地帯は相当あるということでしょうが、西南地域に行きましたら、平均三反、三・五反とかいうところがざらにあるわけですよ。そういうところはもう全然これは関係がなくなるわけですね、そういうふうにより一律的に画一的に引いていくということに問題があらはせぬか。

それからヨーロッパ等のこういうものに対する考え方の中には、最近収入というか、販売額で計算しておりますけれども、こういう面が非常にたくさん入ってきておられますね。やはりこれから農業の経営構造を相当変革的に変えていくという場合に、こういうふうに農地一本で線を引いていくという考え方がよろしいのか。特にこういう年金、老後保障、これは基本的にはやはり経済というものが前提になって年金の必要性が生まれておるの、土地面積は第二義的な問題だと思つておる。ところが政府のほうは政策目標が中心になっておられますから、ともかく土地をつぶしていく、大きなところへ持っていく、こういうねらいがあるからこういう形で土地中心の区分をされておるわけでしょうけれども、年金本来のたてまえからいけば、やはり経済の度合いというものが老後の生活保障の区分になるべきものだと思うんですよ。そういう面をいいますと、いまのように〇・五ヘクタールというふうな分け方で取り上げられるというところでは問題があると思うのです。農林省は頭のいい人がたくさんおるわけですから、もう少し知恵をしぼって最も合理的な基準を組み立てるべきだと思うのですが、いかがですか。

○池田政府委員 どういう基準をつくるかということにつきましては部内でもいろいろ検討いたしましたし、また学識経験者の方々の間でもいろいろ御意見があったわけでございます。ただ、いま先生がちょっとおあげになりましたたとえば収入額という金額で押えたらという一つの御提案もありましたけれども、これは確かに一つの有力な考え方だと思つてございまして、ただこれは非常に変動が激しい、もう年によりまして、農産物の価格等によりまして非常に変動が激しいものでございまして、それで押えるのは非常にむずかしいわけでございます。それで私どもは、先ほど申し上げましたような押え方をすることによって大体農業者年金の本来の目的が満たされる押え方になるのではないかと、こういうふうな考えております。

○田中(恒)委員 それから権利名義人でなければいけないということですね。これは権利名義人でなくたって実態農業委員会がいろいろな作業をして認定するということになっておるわけですから、これはすぐわかることなんですけれども、やはりこれは権利名義人にしておかねばならない理由はどういうことですか。

○池田政府委員 これは瀬野先生の御質問にもあつたわけでございますが、権利名義人、要するに経営移譲があつたということを確認をいたしまして、それに対しては年金の支給をする、こういうことでございまして、そのところはやはり将来問題の起きないような確実な事務処理をする必要がある。あるいは農業委員会が認定するということも一つの方法かとも思いますけれども、なお権利名義人ということをはっきり確認をした上でやるのが最も確実な方法であるというふうに私は考えているわけでございます。

○田中(恒)委員 さて、先ほどの答へに補足して申し上げたいと思つて、この違いができました一つの理由は、死んだ人の名義になつておるものをどう扱うか、こういうことによつてございまして。要するに私どもは死んだ人の名義になつておるものと申し上げたと思つてございまして、これは死んだ人の名義になつておるものを除外いたしまして、実質的にその処分権のある方についての名義人になつておる方の割合、こういうふうなことで違ひが出たようございまして、死亡した方を入れますと大体厚生省のような数字になるようございまして。

○田中(恒)委員 これはあとでひとつ調べてみて知らしてくださいます。

○池田政府委員 それではこの二百万人ということでは、農業従事者数は大体一千万切つたといわれておりますが、約一千万の農家戸数で五百三十五万、こういう人が現実におるわけですね。そこへ二百万人がこんどの年金に対象になつていくということなんです。私はここで農林省と厚生省に農村における社会保障についてお尋ねをし、御見解をお聞きしたいわけですが、さつきも申し上げましたように、最近の農村の人口構成というのは、だんだんお年寄りや婦人に集中してきておるわけですね。しかも年金問題研究会が指摘しておりますように、今日まで農村における社会保障というのは私的保障、家族制度を中心とした保障体系の中に生存さ

に経営移譲があつたということを確認をいたしまして、それに対しては年金の支給をする、こういうことでございまして、そのところはやはり将来問題の起きないような確実な事務処理をする必要がある。あるいは農業委員会が認定するということも一つの方法かとも思いますけれども、なお権利名義人ということをはっきり確認をした上でやるのが最も確実な方法であるというふうに私は考えているわけでございます。

○田中(恒)委員 さて、先ほどの答へに補足して申し上げたいと思つて、この違いができました一つの理由は、死んだ人の名義になつておるものをどう扱うか、こういうことによつてございまして。要するに私どもは死んだ人の名義になつておるものと申し上げたと思つてございまして、これは死んだ人の名義になつておるものを除外いたしまして、実質的にその処分権のある方についての名義人になつておる方の割合、こういうふうなことで違ひが出たようございまして、死亡した方を入れますと大体厚生省のような数字になるようございまして。

れておった。この家の制度が急速に変わつてきておる。そういう中でこの高齢者に対する社会保障というものが、いま農村では地域的には非常に大きな期待を受けておるわけですね。ところが今度の農業者年金ができました。こういう人々は何ら関係ないわけです。わが党の農民年金にはこの問題が織り込まれておるわけですが、政府の案には五反以上という事で、将来農業として成り立つという前提で、われわれのほうから動けば、将来の日本の農家戸数というのを大体二百万戸程度に押えていく、そういう方向に持っていくために必要な年金の仕組みや年金の制度というものは組み立てられてきた。こういう理解に立つわけですが、今日日本の一千万人の農業従事者がいまこの制度に期待しておるものは、むしろ高齢年齢層のお年寄りなり御婦人なりに対してのどのような社会保障の観点がとられていくのか、これは国民年金の問題とは別としてお考えになるのではありませんか、この点につきましては厚生省としてどういうお考えか。これは農林省として今度の農業者年金を仕組むにあたって、これらの問題についてはどういうお考えで、こういうふうに区切って選別——われわれはあえて選別と言わなければならない。五十五歳なり〇・五ヘクタールなりというような形で区切つてなされた場合に、農民年金の、農林省に設置をした研究会では、この家族の問題と老人の社会保障の問題がかなり議論せられたはずであります。これについての農林省のお考えを、農務次官からお聞きしておきたいと思つてます。

現在私どもはそう考へて対処をいたしておる。御指摘のとおり、国民年金というものを一つの柱の柱に置き、あるいは被用者年金もむろんその柱の一つでありますけれども、それ以外にあるのは老人ホーム等の建設を急いであります。あるいは老人対策の一環でありますし、あるいはホームヘルパー等を活用し、現在老人対策を進めておるのもその一環であります。

また現在いわれる抜本改正の医療保険の議論の中で、高齢者のみを対象とした医療保険制度が議論されておるのもその一つのあらわれであります。私どもは老人福祉というものはそういう諸般の施策全体と相まって完成すべきものであると考へておりました。その次元から考へますならば、現にお年を召されておる方々に対する対策についてあるいは都市であれあるいは農村であれ、どこにお住まいであるとかかわらず老人福祉というものを真剣に取り上げていく考へであります。

○逓辺政府委員 ただいまの厚生政務次官のお話と同じであります。まあ何歳で切つたらいいかというところはいろいろ議論のあるところでありまして、一応諸般の事情を考へて五十五歳という線を——年金という手法をとらなければならぬ。とる以上どこかで引かなくてはなりませんから、さういふように切つたわけでありまして、したがつて五十五歳以上の人の問題については、ただいまお話をあつたような、社会保障でまあめんどろ見たいだくという考へておつて、いまのところこれらの人に対して一時的な給付金を出すとか特別措置をするとかという考へておりました。

○田中(恒)委員 そういふ御答弁だと思つておるんですけども、しかし農業者年金という名前になつておられますが、本来農民年金と普通いわれてきたわけですね。この農民年金に期待せられた面というのはいま政府が対象としておるような面ではなくて、私がいま後段に申し上げたような面が私はむしろ最も期待されるべきであるし、政治の光

を当てなければいけない面だと思つてます。確かに農村の婦人、お年寄りだけというわけにいかない面があると思つておるけれども、しかし農村の今日までの社会保障のシステムというものが比較的、家というもののたよつてきておつたわけですから、これがだんだん崩壊されてきておる。しかも農村ではいままで教育等にいたしまして、農民が教育をしたのが全部都会へ来て、都会の労働力になつてきておるわけですね。そういうところから農村における高齢者、高齢者問題というのがだんだん深刻になつておるの、こういう点に目を向けるべきだと私は思つておるけれども、政府案はさういふところは、一般と同じ、右へならえというふうなことで、この問題は基本に關するところですので、なお大臣がお見えになつたときに若干議論してみたいと思つておるが、時間がたいぶ過ぎましたので、もう要約してあと幾つかの問題だけ御質問いたします。

一つは基金の管理の問題で、先ほど来からもいろいろ御質問がありました。まず第一は役員は誰がですか。理事長を農林大臣が任命し、評議員も農林大臣が任命をしていく、こういう形は、私は全くこれは天下りになつていく、農林大臣の持つてな人事になつていくと思つておる。おそれる農林省のお役人の首の持つていき場所がここになつてくる、こういうふうな思つておる。いわけですね。こういうものは、昔はだいたい期待されておつたんですけども、今日はさういふ仕組みというのには非常に古いものになつておると思つておる。ところがこれでは大臣の任命制というところになつておる。一体なぜこれをいふゆる被保険者の総意によつて組み立てるような仕組みにしないのか。評議員がわずか三十人で、しかもこれは農林大臣の任命で出てくる。その評議員は民主的に運営すると言われますけれども、評議員の権限は一体何ですか。これは調査審議をするという機関ですね。調査審議するだけであつて、権限は何もないわけでしょう。聞かぬかというのには理事長の判断にかかつてくる

わけですね。こういうような形で全国のいわゆる二百万人の農民のお金ここに積み立てられてくるわけですね。こういう性格というものは私はどうしても納得できないわけですがね。この際、評議員会等を、たとえば代議員会的に最高議決機関という形にしていける。もうすでに農林年金等はやつておるわけですね。この間本委員会いろいろな議論いたしました。こういうような仕組みになすべきではないですか。しかも評議員三十名というのをどういふ判断で選んでいきますか。

○池田政府委員 これは昨日も御説明したかと思つておるわけですが、御存じのように二百万という非常に多数の農民が加入されるわけですから、二百万の中から総会みたいなものを構成するとかあるいは二百万から選挙制によりまして投票等によりまして役員等を選ぶというの、仕組みとして非常にむずかしい、こういう実態がございます。

それからもう一方におきましては、これは農民から提出していただきまして、その基金の運用をするわけですが、同時にこれは公的年金の一環として考へておるわけでございます。政府も相当額の助成をする、こういうことになつております。目的をいたしましては農業者年金に資する、こういう目的があるわけでございます。さういふ公的色彩の強い機関でございますから、さういふ点からいふと申し上げましたように制度をとるのがいいのかどうかという問題もございまして、現在採用されておりますような方式をとるようになつたのでございまして。

ただ、その運営につきましては、私どもは農民の意向が十分反映されるような実上の運営をするように指導をしたい、こういう考へておるわけでございます。

○田中(恒)委員 二百万人から選挙をしていくのがむずかしい、むずかしい面もあるでしょう。しかしやる気になればやれないことはないと思つておる。さういふのは別にしまして、私はたとえば評議員会というものを二百万人から三十人とい

たようなものじゃなくて、最少限たとえば各県から一名や二名は被保険者の意思を受けて評議員会へ出てくる、しかもその評議員会はこの年金の機構の中では一つの重要な議決機関なんだ、こういう性格をなぜ置かないのですか。調査をし審査をしていく。調査をし審査をしたものがどうなるかという権限を与えられてないですね。そういうものじゃなくて、評議員会といったものを議決機関にしていくというようなことをなぞお考えにならないのですか。これは簡単にできると思ふのです。

そして、この評議員の数も、三十人といったようなものでこれだけの膨大な機構をやるといふところには、私は民主的に運営せられると言われまされども、民主的に運営せられるところじゃなく、ごく少数の人々で、しかも膨大な資金がこれから蓄積されていくわけですが、それがかつてに動かされていく、そういう危険性を感じるのですね。

○池田政府委員 前段の、たとえば代議員制みたいなものをとりまして、そこで議決をする、こういうような御提案でございますが、これは先ほど申し上げましたように、いわゆる公的年金でございまして、先ほど申し上げたような政策目的を持つていふものでもございまして、単に代議員みたいな方が集まってそこで最高意思決定をするというのはいかどろか、これは相当問題があるもので、特殊法人という形をとりまして、そういう方の御意見を伺いながら最高の管理者でございまして理事長が決定をいたしまして、主務大臣がそれを監督をする、こういう方式が最も年金制度本来の趣旨にかなうのではないか、こういう判断があるわけでございます。

数が少ないのではないかと御指摘、あるいはそういうお考えもあり得るかという気もいたしますけれども、あまり数が多くなりまして、またそれぞれ選ばれた方が責任を持つてこの重要事項の審議に当たるといふ風が薄れるというようなことになりましては、これはかえって逆効果になりますので、比較的少数な方で十分責任を持つて

いろいろ御検討願ひまして、基金の業務の内容について相対的に精進をさせていただいた上で議論をしていただく、こういうほうがむしろいい調査審議ができるのではないかと、こういう考え方でございます。

○田中(恒)委員 最後に一問だけ要約して御質問します。

農地の買入れと売り渡しの業務を行なうという事になっておるわけですが、本来年金の制度の中ではこういう不動産の取得というものについてはたしか一割といった程度の限度をそれぞれに与えておるのじゃないかと思ふのです。これは不動産、特に農地、特に今日の段階における土地というものがたいへん投機性を帯びておりますだけに、こういう長期の年金財政の中へこういう非常な危険な業務というものが入っていくという事は、年金の財政そのものを大きく影響していくというたてまえから、いろんな年金の財政には不動産の取り扱いについての限度を置いておるわけですが、この年金はむしろ大きな業務として農地の売買、売り渡しというものを入れておくのです、このことが年金財政の安全性というか、こういうものに非常に大きな影響を与えるのじゃないか。具体的には、先ほど過疎地帯における農地の買入れ、土地は買ったがさっぱり売れない、こういう形が抱えていかなければいけない、こういう事例があったわけですが、私はこの問題はいろいろ問題を残して置くと思ふのです。一体どの程度まで農地の売買業務というものをやらしていくか。無制限にやらしていくのか。こういうことを入れるのがよろしいのか。今日の制度資金の体系からいいますと土地の取得資金というものがあつた、その面の財政のワケをふやしたり、公庫の資金をふやしたり、そういうことにすべきであつて、農民から集めた金で、農民の土地を安く金利で——三十年だと言われましてたけれども、逆からいえば政府の金じゃなくて農民が集めた金だから安い金利で回していく、こういう理屈だつて成り立つと思ふのです。私は、こういうものは

農民に対してたいへん愚弄した業務じゃないかと思ふのですが、この点についてどうですか。

○池田政府委員 農民が集めた金だから安く回すのだ、こういうことではないかという御指摘でございますが、私どもは、要するに考え方として、農民からお預かりした金でございますし、その農家の農業経営の改善につながるというふうに極力これを運用したい。そのためには、公庫資金よりかさらに有利な条件で農民に融資をするというよりなことにはしたい。ただ、それでは基金の運営、収益を確保するといふ点から穴があくわけでございますから、その差額は国が利子補給しよう、こういうことでもございまして、愚弄しているというお話をございしましたが、全く逆に、私どもはその点については非常に前向きで考えた、こういうふうに実は思つておるのでございます。

なお、運用の幅をどのくらいにするか、無制限かというお話がございましたが、無制限ではございません。これは一定の限度内に制限をするつもりでございます。ただこの線にどうかというところは、実はまだ内部的に検討中でございます。きめていけるわけではございません。他の年金等の例によりますと、たとえば農林年金等是不動産取得に回すのは二割くらいということであつたと思ひます。私どももそういうものを十分考えまして、これの運用によつてはほかのほうが非常に迷惑を受ける、あるいは他の面における農民への還元が非常にむずかしくなるといふことを考へていられるわけではございませんので、そこはリーゾナブルな線を引きたいという考えでございます。

○田中(恒)委員 大臣への質問の分を保留いたしました、予定をされた時間がまいりましたので終わらせていただきます。

○華野委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

ただいま本委員会において審査中の芳賀貴君外十四名提出、農民年金法案及び内閣提出農業者年

金基金法案の両案について、社会労働委員会より連合審査会を開会いたしたい旨の申し入れがありました。これを受諾し、社会労働委員会と連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○華野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

なお、連合審査会には社会労働委員長と協議の上、四月二十七日午前十時三十分より開会することとしたしたので御了承願ひます。

次回は、来たる二十七日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時六分散会